議事日程

平成28年9月9日(金曜日)午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第46号議案 幸田町税条例等の一部改正について

第47号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第48号議案 財産の取得について(給食用PEN樹脂製食器)

第49号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算(第3号)

第50号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

第51号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算(第1号)

第52号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

第53号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

認定第1号 平成27年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成27年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出認定について

認定第4号 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成27年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業歳入歳出決算認定に ついて

認定第7号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

認定第8号 平成27年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第9号 平成27年度幸田町水道事業特別利益の処分及び決算認定について

日程第3 決算特別委員会の設置

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 足立初雄君 2番 伊與田伸吾君 3番 稲吉照夫君

4番 鈴木重一君 5番 杉浦 あきら君 6番 志賀恒男君

7番 鈴木雅史君 8番 中根久治君 9番 酒向弘康君

10番 大嶽 弘君 11番 池田久男君 12番 笹野康男君

13番 丸 山千代子 君 14番 伊 藤 宗 次 君 15番 水 野千代子 君

16番 浅井武光君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

長 大須賀一誠 君 副 町 長 成 瀬 敦 君 町 長小野伸之君企画部長桐戸博康君 教 育 総 務 部 長 山 本 富 雄 君 住民こども部長 山 本 茂 樹 君 健康福祉部長 大澤 正君 環境経済部長 伊澤正美君 建設部長近藤学君教育部長小野浩史君 消 防 長 壁谷弘志君企業立地監志賀幸弘君 総務部次長兼 住民こども部次長兼 都築幹浩君 志 賀 光 浩 君 こども課長 総務課長 健康福祉部次長 健康福祉部次長 山下明美君 薮 田 芳 秀 君 兼福祉課長 兼健康課長 環境経済部次長兼 建設部次長兼 鳥居栄一君 伊澤勝一君 区画整理課長 産業振興課長 教育部次長兼 消防次長兼 羽根渕闘志君 長坂好雄君 学校教育課長 消防署長 会計管理者兼 敏幸君 代表監査委員 山下 力君 林 出 納 室 長

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長牧野洋司君

○議長(浅井武光君) 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本 日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(浅井武光君) ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長(山本富雄君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに、本日、配付させていただきました ので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長(浅井武光君) 本日、説明のために出席を求めた理事者は21名と監査委員1名であります。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(浅井武光君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、1番 足立初雄君、2 番 伊與田伸吾君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(浅井武光君) 日程第2、第46号議案から第53号議案までの8件と、認定議案 第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき、15分以内と し、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁 をお願いいたします。

初めに、第46号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

理由についてお尋ねしたいと思います。

13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) 税条例の一部改正でありますが、今回、個人住民税の特例措置で、 5年間にして医療費控除でありますけれども、この医療費控除が薬局の医療用医薬品、 これも医療費控除の対象ということで、1万2,000円から適用が受けられ、8万8, 000円を限度額に医療費控除が受けられるという内容という説明でございました。 そこで、お聞きをするわけでありますけれども、この特例措置として、5年間にした

また、薬局の薬、これは、医師の判断によるということの説明であったわけですけれども、医師の判断ということであれば、いわゆる、現在、調剤薬局というものがございますが、調剤薬局との関係とその医師の判断があるということであれば、今度は、レセプトにも関係してくるのではないかなというふうに思うのですが、その辺のところの違いということについてお聞きをしたいということであります。

また、制限について、どのようなものがあるのか、これについてもお尋ねします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、この医療費控除の関係でございますが、5年間にした理由ということでございますが、今回の医療費控除につきましては、政策的要請に基づき導入されているものだというものでございます。

この制度につきましては、厚生労働省と財務省が中心になって軽い症状なら病院にいかずに市販薬で治すと、市販薬で健康の増進や病気の予防をするといったことで、国の医療費が圧縮されて、財政改善につながるのではないかということで、そういったことで行っているということで、そういった政策的なものであるということで、5年間の時限措置となっているというふうに理解をしております。

また、今回の医師の判断によるということでございますが、これまで、今回の医薬品、

医療費控除の対象となる医薬品につきましては、OTCということで、もともと医療用に使われていた医薬品、医師の判断で使用されていた医薬品、こういったものが市販されるようになってきたということで、その市販される薬を、今回、医療費控除の対象とすると、もともと医療費控除の対象ではあったのですけれども、また、別枠とするという、医療費控除が2種類の形になってきたということでございます。

もともとお医者さんにかかったりとか、それから、病院で薬を処方していただくと、そういったものは、もともと医療費控除の対象、それから、薬局で買われる薬についても医療費控除の対象ではあったわけですが、今回のこの改正によりまして、これまで医師の判断でしか出せなかった薬については、市販が可能になったと、薬局で買えるようになったと、そういった特定の薬につきまして、今回、特定一般用の医薬品ということで、また、普通の医薬品とは別に指定をいたしまして、その医薬品につきましては、1万2,000円を超えた分、これは、10万円が限度ですので、8万8,000円の控除が最大になりますが、そこまでは控除の対象となるというふうに変わったということでございます。

また、これを受けた場合は、これまでの医療費控除は受けられなくなるということでございまして、今後は、納税者の選択制、この控除を受けるには選択制ということで、 医薬品の医療費控除を受けるか、それとも今までどおりの通常の医者にかかった分での 医療費控除を受けるかということの選択制に変わったということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) そうしますと、この今までは医師の病院でしか処方されなかった 薬が、市販薬となって一般でも軽い症状のものなら買えるようになって、これが、市販 されるようになった、この薬についてのみ、医療費控除が受けられるというように理解 をしたわけでありますけれども、そうしますと、薬も限定をされるということでありま すが、その薬の範囲、これについては、どのように判断をしていくのか、その点につい て、お尋ねしたいと思います。

また、同時に、医療費控除が今までは10万円以上の医療費控除が受けられたわけでありますが、薬について、医療費控除を受けると、その10万円を超える分についての医療費控除との兼ね合いはどのようになるのか、その点についても説明がいただきたいということであります。

それと、住民が知る手だて、これは、どのような手だてがあるのかということであります。

また、今回、医療費控除と薬のほうの医療費控除の選択制になったことによって、個人町民税への影響というのは、どのように変わるのか、これについてもお尋ねをしたいと思います。

次に、日台民間租税取り決めによる対象者と影響額などについてお聞きをするわけで ありますけれども、この日台間の租税取り決め、これについては、どのようなものなの かお尋ねしたいと思います。

それと、そうした対象者が、どれくらい幸田町に在住するのか、お尋ねしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、医療費控除の関係のこの薬の範囲でございますが、もと もと今回認められたものにつきましては、OTCといいまして、オーバー・ザ・カウン ターということで、まちの薬局のカウンター越しに売られる薬、こういったもの、つま り市販薬でございますが、市販薬を対象としているということでございます。

その中でも、以前は、医療薬であった、要するに病院で使う医療薬であったものが市 販薬として薬局でも買えるように販売が許可されたもの、こういったものを、今回の対 象になっているということでございます。

その対象の範囲としましては、現在、1,517の薬が登録をされていると、これは、 今、8月17日現在でございますが、1,517の薬が登録をされているということで ございます。

その住民の方がこれを、どれがその薬でどれが違う薬かという判断をする際に、現在、 検討されておりますのが、識別マークというものが薬のほうにはられるということでご ざいます。

その識別マークがはられた薬品については、この対象になるということで聞いております。

それから、これまでの医療費控除との兼ね合いの関係でございますが、これまでの医療費控除というのは、最大200万円までの控除というものが認められていたということでございますので、医療費控除としては大きな金額というものまで認められておったわけですが、今回のこの制度につきましては、先ほども説明しましたが、最大が10万円、要するに1万2,000円を超えても8万8,000円の控除までということになりますので、控除枠としては大きくはならないということでございます。

ただし、1万2,000円から控除の対象になってくるということですので、多くの 方が対象となる可能性が出てくるというふうに考えております。

その中で、町民税の影響はということでございますが、こちらについては、国の予算ベースの検討の中では、今回の医療費控除で30億円の影響が出るであろうということを言われております。

それを、あくまでも試算ではありますが、幸田町の人口ベースで割り返してみると、40万円から50万円前後の税金の還付等を受けられることができるのではないかなというふうに思っております。

それから、日台の関係でございます。

この日台の関係がどのようなもの、今回の租税取り決めというものでございますが、こちらにつきましては、日本と台湾の間には、政府間の正式な国交がないと、台湾は国として、日本はまだ認めていないという部分がございまして、租税条約が結ぶことができないということでございますので、そちらにつきまして、平成27年11月26日、こちらの両国の民間レベルで二重課税の回避だとか、脱税の防止、こういったものも含めまして、この日台民間租税取り決めという署名が行われたということで、この民間レベルでの取り決めを、日本国内で有効にするために、国内法がこの平成28年度の税制改正で整備されたというものでございます。

また、あと、この対象者、影響額がどうなのかということでございますが、こちらにつきましては、今後、申告による受付となってまいりますので、今後は、把握することは可能かもしれませんが、現時点では、件数等が不明でございまして、こちらとしましては、ほとんど該当はないとは思っております。

ですから、影響額も、現在、算出のほうはできておりません。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 1,517の薬が登録をされており、これが、薬局でこれから買った場合は、医療費控除、薬の医療費控除が受けられる、それで選択制ということであったわけでありますが、そうしますと、医師での医療費、薬ではなくて医療費の部分は、どうなるのかということでございます。

今まで、10万円以上については、医療費控除が受けられたわけでありますが、これが、薬局の医療費、薬剤の医療費控除がやられるようになると、これの範囲とか、その点については、選択制ということであったわけですが、どちらか一方しか受けられないということなのか、それについても説明がいただきたいと思います。

次に、日台間のものにつきましては、よくわからないということでございますので、 それ以上は言いませんけれども、これからこの部分については、申告制ということで、 後々わかるということでありましたが、また、国保のほうでも出ておりますので、また、 そのときに質問したいというふうに思います。

次に、固定資産税の特例措置についてお聞きをいたします。

今回、再生可能エネルギーの発電設備に係る特例措置の変更ということで出ておりますが、これが売電だけではなくて、自家発電も対象とするよと、今年度から対象とするよということで、適用を平成30年3月31日まで延長させるということでございますが、これについて、対象件数と影響額についてもお尋ねしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 医療費につきましてでございますが、どちらか一方ということ に今後はなってまいります。

どちらが有利かということにつきましては、高額な医療費がかかるとなれば、これまでの控除の選択をしていただいたほうが得と、例えば、50万円医療費がかかったよとなりますと、10万円が差し引かれて、残りの40万円が控除の対象となってくるということでございますので、それに対して、今回の医療費控除につきましては、マックスで8万8,000円までの控除しか受けられないということでございますので、あくまでも個人で選択をしていただくということになります。

ですから、例えば、こちらの医療費控除を選択した場合は、お医者さんにかかった分につきましては、控除の対象とならないということになります。

それから、償却資産税の関係の影響額でございます。

償却資産税の影響額でございますが、これまでの影響額でございますが、平成26年度につきましては、12件が対象で税の控除としましては50万2,000円、それから、平成27年度が11件が対象で48万3,000円ほど、それから、平成28年度は、13件が対象で70万円が税額で控除をされております。

今後の改正後の対象となりますと、改正後につきましては、認定を受けずに要するに 自家消費型でされる場合につきましてが対象となるということで、これまでどおりの売 電をされる方につきましては、特例の対象になってこないということになります。

ですから、今後の見込みについては、売電目的で設置をされる方が多ければ、税の控除が、今後、特例というのがなくなってくるであろうし、そうではなければ、税の控除を受けていくということでございますので、現時点では、まだ、そういった見込みを立てることはちょっとできない状況でございます。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 医療費控除の場合ですと、高額な医療費が対象となって選択制に なるということでございますが、要するに、住民が病院にかかることをどちらかという と外していくといいますか、医者にかかりにくくさせるような簡単な病気であれば、市 販薬だけで自分でやりなさいよというようなことのように聞こえるわけでありまして、 要するに、重症化を見過ごすことにもつながるのではないかというふうに思います。

そうしますと、医療費の国のほうは、医療費の軽減というふうに言いますけれども、 住民の側にとっていえば医者離れといいますか、医者通いをなくしていく、こういうよ うなことにつながるのではないのかなというふうに思うわけでありますが、その点につ いては、いかがかと、重篤化を逆に促進させるのではなかろうかというようなことを伺 えるわけでありますが、その点については、どうお考えなのかをお尋ねしたいと思いま す。

次に、この自家発電の対象件数ということであれば、これまでは、売電にかかわって 特例措置が設けられていたものが、売電は対象外とするということなのか、この点につ いてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、医療費控除でございますが、医者にかかりにくくするということを言われましたが、結果的には、そういうことになるかもしれませんが、医療事業の増大、これをできる限りおさえつつ、国民の健康寿命が延伸する社会を実現するためには、国民みずから自己の健康管理を進めるセルフメディケーション、こちらを推進するということが重要だということでございます。

それにおきまして、軽度なものにつきましては、自分の判断でそういった市販の薬で対応していただけることによりまして、全体の医療費、これも当然、その医療費は最終的には国民にはね返ってしまうということもございます。

ですから、少しでも医療費というものをおさえつつ、健康維持をしていっていただくということが目的になっていると、そして、それについて、1万2,000円を超えると、要するに低額のものから医療費控除の対象にするということでございます。

それから、太陽光の関係ですけれども、これまでは売電が特例の対象になっておったということでございますが、議員が言われますように、今後は、売電につきましては、 償却資産税の特例の数値の対象からは外れると、売電ではなくて、自家消費型、それが 対象になってくるということでございます。

○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) 個人町民税の件につきましては、要するに国の医療費の総抑制という形の中で、この薬の医療費控除が出されてきて、しかも今までは医療費控除が200万円だったもの、これが、薬だけで住民は健康管理をしなさいよということで、8万8,000円までしか控除ができないということに変わったということに理解してよろしいかどうか、この点についても重ねてお願いしたいと思います。

次に、この固定資産税の特例措置、自家発電、これについては、今後、どれくらいの 見込みがあるのか、この点について、お尋ねしたいということと、それから、太陽光発 電については、年々この補助額が下げられまして、今、2万円になってきてしまいまし た。こういうことからすれば、この自家発電用のものを設置をする対象件数というのは、 どれくらい見込まれているのか、お尋ねをしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、医療費の関係ですが、あくまでも軽度なものにつきましては、そういった薬局のお薬、こういったもので対応できるものは対応していただきたいということが、今回の制度改正の趣旨であるのかなというふうには考えております。 それもありますし、当然、その医療費控除も1万2,000円ということで、低価格の段階から対象にできるというものでございます。

それから、太陽光の見込みでございますが、これまでもそうですけれども、太陽光の 売電目的で設置されるというものが多かったという部分でございますが、今後につきま しては、自家消費型というものにつきましては、補助金がおりるということでございま す。ですから、その補助金があるものですから、そちらを選択されるようなケースも、 当然出てくるであろうというふうに思いますが、件数につきましては、現在、見込むこ とはできておりませんのでよろしくお願いをします。

○議長(浅井武光君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。 次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) まず、日台の関係の利子と、あるいは、これは資料も出ているわけですが、現実には、日本は利子配当所得の関係は、分離課税をしていること、そのものが基本的には優遇税制だというふうに指摘がされているわけです。

これを対象として、なる人たちの基本的な考え方は、富裕層が所得税だけでいけば、 累進課税という形で高くなる、しかし、多額な投資をする、そのことによって受ける配 当が課税が20%だと、分離課税を選択をすることによって、富裕層にとっては極めて 優遇されていると、こういう現状があるわけです。

その中で、議案関係資料の13ページに載っておりますけれども、日台租税取り決め 実施に伴い、特例適用利子、または、特例につきましては、0.3、10分の3という 形にある。

ただ、資料もありますように、これは、本来からいくとおかしいではないかと、日台の取り決めでいけば、利子配当使用料、いずれも10%だと、10%だという形の中で、我が町が3%ということは、どこかでそれをピンはねをする、幸田町が即10%もらうというふうには思いませんけれども、資料と言われることの突き合わせからいきますと、

おかしいじゃないかと、まず、この点から説明を受けたい。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) あらましの中で、3%ということで説明をさせていただいているということです。

今回、資料につきましては、10%というふうに書いてございますが、大変、申しわけございませんが、日台の民間租税取り決め、こちらのほうの適切な資料というものが税務署である県等にも問い合わせをしてもございませんで、この資料につきましては、所得税の関係の資料を添付させていただいておるということでございます。

2ページにございます資料につきましては、所得税の関係の資料を載せさせていただいていると、今回の日台民間租税の取り決めの概要はわかるようにということで、そちらのほうを載せさせていただいたと。

住民税に関する資料というのが、どこを探しても出てこなかったということで、大変 申しわけございません。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) また、茶の木畑に入ってはぐらかされたかなといいますが、国際税務ニュースレターというのがあるわけですが、その中で、日台の租税の取り決めの関係からいけば、10%であるという、利子も配当も使用料もいずれも10%、日本と台湾の現行の関係も出ております。

それは、資料の中でも明らかにされております。

そうした中で、ここでいってきた、議案関係資料で地方税の関係も含めて、3%というものはいろいろ探してみたけれどもないもので、うまくからめて藪の中に引っ張り込んだなというふうにしか受け取れないわけ。

したがって、この3%の関係がどうあってもございませんでしたと、あちらこちら聞いたからこんなもんだなと、こういうのはちいと大ざっぱ過ぎるように、議案に対する説明ではないかなというふうに思います。

そうした点からいきますと、これも総務教育委員会にかかってくる、附託されてくる 案件でございますので、この3%というものについての状況も含めて、説明がいただけ るような形にしたい。

次に、売電目的の太陽光、いわゆる再生エネルギーについては、対象外にしますよという点からいきますと、再生エネルギーが発足して、もう7、8年になります。

当初は、固定買取価格ということで、42円だったか、1キロワットという形で非常に高かったという形で、駆け込み需要があって、再生エネルギーの拡大・充実という点からいけば、随分大きな役割は果たしたわけですが、この固定価格の買取制度を悪用して、申請をした時点の買取価格が決定されて、その申請の許可がおりて、実際に設置をするのは、3年後、5年後であっても構わないわけだ。

構わないけれども、いざ設置をしたら、5年後に設置しても申請時の例えば、42円、あるいは、40円、今、38円とずっと下がってきている。その値段ですよという形の一つのやっぱり矛盾点をつかれたなというふうに思うわけです。

そうした点でいけば、政治のほうの手落ちということは明らかだ。

ただ、そうしたことを一面、国民はいろんな知恵があるわけだ。自民党政府にさんざんいじめられるもので、そういう点でいけば、私は知恵の出しどころで太陽光発電をやっていく、政府のほうもそういう申請したときの買取価格が、実際には、3年後、5年後でも通用するという形で、今、取っておりません。途中で改めてばかなことをやるなと、お説のとおり。

ただ、どんどん値段が下がってきた、買取価格が下がってきても、依然として太陽光再生エネルギーへの国民の関心というのは、非常に強いという形の中で、これをその対象外から外すという点でいきますと、あなた方自身が、再生エネルギーは、当初の目標を達成したのかどうなのかなという、私は、選択的な判断がなければ、いわゆる政策的にどうなんだという点からいけば、日本は、特にヨーロッパの関係からいくと、再生エネルギーを活用して、原発に頼らない、あるいは、化石燃料に頼らない電気というものについては、非常に関心が高いし、また、そのレベルも高い。

しかし、東日本大震災で、原発の事故の恐ろしさを体験した政府にしては、この再生 エネルギーの対象から外すという点からいくと、今後の政策的な問題、これは、国政の 問題にもありますけれども、そういうことになる。

あとは、自家発電だよと。ただ、自家発電の中でも、今、随分、性能がよくなって、 自分の自家使用以外にも、売電できるのですよね、オーバー分は。

それから、もう一つは、蓄電機能も随分高まってきたという点で、太陽光の一番の弱点というのは、照っているときはいいけれども、曇ったときは、夜間は、さっぱりあかんと、そうしたときに、蓄電機能というのが、今、高まってきている、そうしたものの選択でいきますと、一面自家消費だよといいながら、能力の高いものを一般家庭という形でいけば、屋根に取りつけて、それが対象になっていく点でいきますと、売電という機能もこれは非常にあるし、設置をされる方は、売電というものの魅力というものは持っているわけです。

だから、そうした点で、どう今後、そういうものを対象として、あるいは、どういう ふうに普及をしながら、町として普及をしながら対応していくのか、こういう点で説明 がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、日台の関係でございます。済みません、説明不足で申し わけございません。

資料につきましては、適当な資料が本当になくて、所得税の関係の資料を載せさせて いただいたということでございます。

3%の関係でございますが、現行でございますが、現行につきましては、源泉分離ということでされておりますので、源泉分離をされたものが、県のほうに、県の利子税ということで入ってきまして、利子割交付金というような形で、現在は幸田町のほうには入ってきていると。

その分につきましては、3%分ということで入ってきているというふうに解釈をして おります。

今回の取り決めによりまして、源泉分離をしないよということになるということでご

ざいますので、今後につきましては、申告分離というような形で、申告をしていただいた上で3%の町民税を納めていただくというような形に変わるということで、本人さんの負担につきましては、これまでの3%、今後の3%ということで変わらないわけですけれども、その徴収の仕方というものが変わってくるということで、今回は、うちのほうの条例の中で3%を徴収するというような形で改正させていただくというものでございます。

それから、太陽光の関係でございます。

まず、こちらのほうの電力再生エネルギーの関係で、目標を達成したのかということでございますが、目標値につきましては、平成42年で22%から24%、こういったものの供給量というようなものが目標になっているかと思います。

平成26年度時点で、達成が12.6%というふうに聞いております。ですから、まだ、もちろん達成のほうはしておらないということでございます。

ただ、これまでの再生可能エネルギーの発電設備、特に、これは、太陽光の発電設備の普及で固定価格買取制度、こういったものを活用されて、どんどん伸びてきているということでございますが、この固定価格買取制度につきましては、当然、これは、電気料金の上乗せにはね返ってしまうということで、国民負担の増加ということで成り立っておる制度でございます。

そういったこともございまして、個人の方の自家発電設備に関しましては、これまで どおり、もともとは42円であったものが、今回から、ことしから31円まで、現在下 がっておるわけですけれども、今後も継続していると。

今回のこの改正につきましては、あくまでも償却資産税ということでございますので、 事業用の目的で設置される方でございます。そういった方の売電目的の分の国民負担と いうものまでは、今後、厳しいのではないかということで、その分につきまして特例を 外していくよということになります。

売電ではなくて、自家消費というものについては、特例を継続していくということで、 国民の負担にならないというような形で、継続していくということであるというふうに 解釈をしております。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 日台の関係でいけば、現在、それぞれ、あなたがいう国交がない、 国交がない中で、租税条約が存在をしていない、こういう状況の中で、それを、今後は、 それぞれの国が、日台が、法令によって定めた税率で源泉徴収を行うよと、源泉徴収を 行うということ、いわゆるあなたの言われる申告と、しかし、日本の場合は、20%は、 あくまでも申告なんですよね。日本そのものは、この3つの利子配当使用料については、 申告分離で20%の軽減税率という点からいきますと、それは、台湾のほうにそういう 税率といいますか、そういうものがきちんとされていなかったと、私はそう思うわけで す。

そういう中で、話し合いをして、日台にそれぞれの租税にかかわる取り決めがない、 取り決めがなかったことによる問題があって、今回は、それぞれ10%にして、これを 申告という形で源泉徴収の対象にするよということになれば、これは、わかりやすいわ けです。源泉徴収をして、その上で幸田の場合は、3%だよという点からいくと、どこをどういう形で経由をして、県のほうが利子割の関係でやってくるもので、私のところへは3%分が入ってきますので3%ですよというのは、私は、極めてざっぱな説明だなというふうに思うので、再度、私は、この点については、説明がいただきたいです。

それから、医薬品の医療費の控除の関係でいけば、ここにもありますように、選択制だと、選択制という点をきちんとあなた方がおさえられないと、わあっと言われたら何かあなた自身が自信が出るのかな、甘えちゃったのかなという、だから、あくまでも医療費の控除対象というのは、控除対象年を過ぎて、いわゆる平年、言ってみれば源泉徴収、確定申告の期間、1月から12月、この期間をトータルして、その後に源泉徴収なりをすると、金額が、という点からいけば、その期間に医療費でやったのか、市販の薬でやったのか、自分で計算すれば10万円超えなければ1万2,000円でオーケーなのです。以上は、ただし、限界がある。

ただ、それと合算を医療費控除もやる、それから、市販品もやると、これはあかんよという形の中でいけば、まさに自分で計算をして、10万円を超えれば医療費控除でやればいい、10万円以下であったら医薬品の控除をやればいいわけで、そこら辺は、余り藪の中に引っ張り込んで、お互いに引っ張り合ってわからないようにしちゃうと制度が生きてこないということで、きちんとおさえていただきたい。あれもこれもみんないっしょくたにして控除だ控除だと、あっちが有利、こっちが有利のではなくて、それは、選択してくださいよと、10万円を基礎控除として、それ以上を選択をするのか、1万2,000円を基礎控除して、それ以上の10万円までを選択するのか、薬か医療費かという点は、きちんとあなた方腹をおさめていただきたい。

ということと、もう一つは、資料の中に、1ページのその対象がある。あなたが言われた1,510だと、この中にもありますように、第一類、第二類、第三類と、これは、全部薬がどういう部類になるかということは、箱なり、その容器の中に書いてある。書いてあって、私は、たまたまこれを使っているわけですが、バンテリンだとか、アンメルツ、これは、第二類、第三類ですわ。これも対象になるのかどうなのかということと、そういう医薬品というのは、市販されているのはたくさんあるという中で、それを第一類、第二類、第三類が、その控除対象の医薬品ですよという形で、自分でいいように買っているわけです。

ただ、そうしたときに、それぞれの買う人の判断で、一類であろうと二類であろうと、 三類であろうと、買ったものがその控除対象になるのか、それとも、一類から三類まで の関係を買うに当たっては、医師なり薬剤師からのほうからの、これはいいですよと、 これは対象にしますよというお墨つきなり、一定のものが出るのか出ないのか、つまり、 もっとわかりやすく言えば、要は、市販品ですから、私が、自由に買って、一類、二類、 三類を買って、トータルで10万円という形でできるのか、そんな勝手なことは許さな いと、あくまでも一定の医師なりの判断でこういうものを買ってくださいよという形の 中で枠組みがされているのかどうなのか、説明がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、日台の関係でございますが、今後につきましては、あく

までも申告分離課税となるということで、幸田町に3%の課税権があるというふうに、 今後はなるということでございます。

これまで利子等の課税というのは、直接課税をしていなかったと、議員が言われるように分離課税でされておったということで、直接課税をしていなかったわけですが、それにつきましては、県のほうからの利子割交付金というもので交付されておったというものでございますので、あくまでも、今後については、町の課税ということになるというものでございます。

それから、医療費の関係でございます。

これは、言われるように本人さんの選択制です。ですから、1万2,000円を超えておれば、可能性は出てくるということでございます。

その中で、特定医薬品を買われた部分で、あと、本人さんに計算をしていただいて、 選択をしていただくということになります。

それから、今、言われたように、バンテリンだとか、そういったものが対象になるのかということでございますが、とにかく、1,517もあるということで、はっきり言ってどれが対象でどれが対象でないというのは、わかりづらいということでございます。 先ほども少し説明をさせていただいたのですけれども、共通識別マークというものが、今回、設定をされております。

セルフメディケーション、税控除対象というようなマークがパッケージにはられるということでございますので、もし、こういった税控除を受けられる医薬品を購入したいということであれば、そのシールを見ていただいて、選択をして、別に税控除でなくてもいいということであれば、それは結構ですし、控除を受けたければ、それで判断をしていただくというようなことになってございます。

また、その後の確定申告につきましては、例えば、領収書がどんな形で対象商品かど うかということが示されるかというものにつきましては、まだ、税務署のほうも、今後、 検討していていくというようなことは言っておりましたので、今後もそういったことも 決まってくるかと思っております。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 医薬品の関係でいきますと、先ほど、言われましたけれども、資料の中の1ページの関係で、冒頭に要指導医薬品と書いている。この要指導医薬品というのは、あなたの言われたそれぞれの製品のパッケージに、それが対象品かどうかというものが掲載してありますから、わかりやすくなりますよと、こういうことですよね。

これが、要は、要指導薬品かどうかということは書いていなくても、この薬品、あるいは、医薬品は、税の控除対象ですよというのがわかりやすく記載されているかどうかというものが見えてこないとこれはまずい。

それから、もう一つは、それを個人の判断で買って、一類から三類まで買って、それが、対象医薬品になるかどうかというものの問題が一つ残るということと、もう一つは、薬局にいって、あれもこれもといったら、たくさん買うか買わないかはともかくとして、それだけを狙いうちして買うということは、まず、ないですよね。

そうすると、何によって判断をするかと言ったら、レシートでしかないですよ。レシ

ートでレジのところで、おいこれだけ抜き出して領収書を書いてくれと言ったら、そんなの出ない、こうしたときに、レシートによってそれを対象か、対象外かというものは、それぞれの申告、いわゆる住民側のほうで選択して、それを添付すればよしということですね。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、要指導薬品の関係ですけれども、こちらのほうは、要指 導薬品と一般用薬品ということで、わけさせていただいておりますけれども、この要指 導医薬品につきましては、薬局の店舗で薬剤師と対面で買うような医薬品が、この要指 導医薬品となってまいります。

この要指導医薬品の中にも、今回の対象の医薬品がありますし、議員が言われますように、一般用の一類、二類、三類、通常、棚に並んでいるような医薬品、こういったものも、今回の対象になってくるということでございます。

どちらにしましても、先ほど説明しましたような、選別マークというものがはられておるというものが対象になるということで、個人さんの判断でそれはやっていただくと、それから、レシートへの記載、こういったものがないと、正直言いまして確定申告で受けるに当たりましても、非常に難しいであろうと思っておりますが、まだ、その辺がどうなるかというのは、税務署のほうもこれからということでございましたので、申しわけございません、よろしくお願いします。

○議長(浅井武光君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第46号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時56分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第47号議案の質疑を行います。

- 13番、丸山千代子君の質疑を許します。
- 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) この日台民間租税取り決め、これにつきましては、まだ、はっきりとよくわからないということでございますので、国保についても把握というものについては、なかなか難しいのかなというふうに思うわけでありますが、そこで、お聞きをするわけでありますが、国民健康保険というのは、市町村で海外の方も住所地があれば入ることができるわけでありまして、そうした点で、台湾の方、この対象人数といいますか、対象者数、これについて、お尋ねしたいというふうに思います。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 現在、国民健康保険に加入されている台湾の方の人数については、把握しておりませんので、申しわけございません。
- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山千代子君。
- ○13番(丸山千代子君) 把握していなかったら、聞きようもないわけでありますので、こ

の議案については、わからないと、国保では、全くわからないということなのでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 先ほどの46号議案のこちらからの答弁の中でもありましたとおり、件数、影響額というのは、今の段階ではわからないということで、国民健康保険もそうであります。

したがいまして、影響額、もちろんわからないわけでありますし、加入の方がそれに 該当するかどうかという点についても把握をしていないというのが、現状でございます。

○議長(浅井武光君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

- ○14番(伊藤宗次君) ないものねだりをするのが、私は大好きなものですから、そういうことを言って、あなた方は提案されて、この施行は前の47号と同じように、来年の1月1日から施行されるよと、その1月1日以降に施行される内容が、分離課税だよと、分離申告だよということですから、分離申告の状況を見ないと、答えができないわということで、これは、すぐ物わかりがいいものだ。理解しちゃうけどな、だけど、そういう点からいけば、わからないものはわからないで結構だけれども、ただ、通告してああ残念だなと、それじゃあ、もうないものねだりするかというところでございますので、以上で終わります。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第47号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第48号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番(中根久治君) お願いをします。48号議案、財産の取得についてであります。 給食用のPEN樹脂製食器なのですが、議案書及び関係資料のどこを探してもこの物

品の製造会社に関する情報が入っておりません。

物品を購入するのに、どこの誰がつくっているのかの情報がなくて、誰が売っているのか、どこの仲介業者を通して取得するのかという情報が入っております。どちらが大事かという部分がございますので、まして、その子どもたちがこれから使う食器でございますから、どこの誰がつくっているのかということ等、明らかにしないまま、この議案ということが気になりますので、ちょっとお聞きするわけですが、あえて、このことは公表しなかったのかと、公表するに値しないのかとか、製造会社が、まだ、未定なのか、単純に忘れたのか、どれかということについて、まず、お伺いしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 今回、PEN食器、三種類、飯碗、汁椀、各仕切り皿を購入させていただきますけれども、その仕様であります。

私どもが最初にこうした仕様で納めてほしいという食器につきましては、現行の強化 磁器を納入している業者と同じメーカーでございます。 それで、今回、PEN食器に変えていくわけでありますけれども、絵柄が三種類ありますように、それも同じ柄を使用することにもなります。

そうしたことから、今回、その製造メーカーは直接入札参加指名願を出しておりません。ということとなりますと、そこのメーカーから納入することが可能となる業者を指名したということとなりまして、最終的に議案の中にもその製造メーカーの会社名、それから、議案関係資料の中で、本当はお示しすべきことだったというふうには反省をしておりますけれども、そうしたような背景もございまして、現状、載っていないということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) いまだに会社名の固有名詞がいただけないと、そうすると、受け取る我々としては、どこの会社なのだろうと、前の会社と一緒ですよと言われましても、そういうところの知識を持ち合わせておりませんので、具体的に言えば、どういう会社なのかはっきりお願いをいたします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 岐阜県土岐市にあります、株式会社おぎそというメーカーでご ざいます。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) これは、恐らく一番大事な情報であろうというふうに私は思います。これは、町民にとってもどこの会社のものが、幸田町に入ってくるかという大事な問題ですので、これを一切、固有名詞を伏せたまま、こういう議案が提出されるということが、果たして本当にこのことが正しいことなのかどうかということが、とても気になるわけですが、この第48号議案が、議案としてこれが成り立つためには、一番大事な要素を忘れているということはお認めになりますか。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、提出議案の議決をお願いいたします議決事項ということ の話でありますけれども、一般的に、契約の目的、方法、金額、契約の相手方について、 議決を得ることというふうに行政実例の中にもあるわけでありまして、そうした、例え ば、金額が変わるようなことがありましたら、また、変更の議決をいただくということ にもあいなっております。

ただ、その契約の相手方というところに、製造メーカーをまず入れるかということにつきましては、今回の案件につきましては、製造メーカーとその納入業者という関係がありまして、本来、お示しすべきその製造メーカーにつきましては、議案としての形の中では載せることができなかったということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 財産の取得という議案でございますので、我々が知りたいのは、どの業者がこれを、どの業者から買うのではなくて、どこの製品を買うのかと、ここのところが一番だと思うのです。それがないと、説明がつかない、でも、そのことを載せないで、仲介業者の入札に参加させているわけですから、そこから買ったのだよと、それで果たして町民が納得するかどうかという部分を、議案として、これは、不完全ではな

かろうかという気持ちをもっておりますので、再度、お願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 財産の取得ということで、物品の購入ということでありますので、相互契約の中で成り立っていく契約でございますので、私どもが買ってそれをおさめるという相手方を議決事項としてお願いをし、審議を頂戴するということでございますので、おっしゃる意味はよくわかります。本当にどこの製造メーカーのどの商品を入れるのかということは、よくわかるわけでありますが、こうした議案という形の中では、そこまでの形でお示しすることができなかったということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) くどいようですが、再度、確認をしますが、議案という形では、財産の取得については、メーカーを提示する必要はないと、そういう考え方でよろしいですか。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) いろんな行政実例を見ましたけれども、これは、自治法上に決められて、必ずメーカーを載せなければならないというふうにも書いてはおりません。 自治体独自の判断であるというふうに書いてあります。

そこの点につきましては、私どもが意が足らなかった部分は、認めますけれども、議案としての要件、必ずしも製造メーカーと契約の相手方を併記するかということにつきましては、必ずしもそれが筆致規程ではないというふうには思っております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) ということは、私が、最初お聞きしました、あえて公表しなかったという部分に該当するかと思うのですが、こういう形で議案というものが提出され、これが議決が通り、町民のほうに理解されていく中で、製造業者はどこだったのかと、誰も知らないと、そういう状態でそのまま通過させていいのか、それが、行政のやることかという思いがありますので、このことをお聞きしたわけでありますが、そのことについて、今、お話があったように、あえて公表しなかったという判断でよろしいですか、そこのところ再確認ですがお願いをします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 製造メーカーをあえてお出しをしなかったということではございません。議案を策定する中、それから、議案関係資料を策定する中におきまして、今回の契約の相手方を主として出させていただいたということでございまして、全くそうした意図があるものではございません。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) そうしますと、この食器を製造する会社の情報というのは、現在、 どこにも提示をされていないわけですが、今後とも、こういう形で提示されない状態の ままでいくのかと、ぜひ、私は、その製造会社についての情報は挙げていただきたいと 思っておりますので、その点についてお願いをします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 今後、実際のメーカーの氏名、あるいは、概要につきまして、

こちらも特段、隠して保護していくなんていうことは全く考えておりません。どのような形でお示しまたできるかわかりませんけれども、決してそういう隠すような意図等は ございません。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) ぜひ、ペーパーという形で出していただきたいと私は思っておりますので、そのことについてもお伺いをします。

この食器についての会社の情報については、お願いをしますが、アフターサービスとか、品質保証期間、そういうもの、また、その取り扱い業者については、どこなのかについてお願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 会社概要につきましては、今議会中に追加資料という形でお出 しさせていただければというふうに思っております。

また、アフターサービスと品質保証という御質問でありますけれども、この納品後に継続的なケアが求められる類の製品ではございませんので、アフターサービス、あるいは、品質保証に関する取り決めはないわけでありますけれども、私どもの幸田町物品販売契約約款、これによりまして、納品後に瑕疵が見つかった場合には、損害賠償に係る取り決めがございますので、そうしたもしそんなことが起こってはいけないのですが、そうした状況下におきましては、この約款に乗っ取った対応を行っていくということとなると思っております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) その対応に対する取り扱いの業者についてもお願いをしたいと思います。

この食器の製造物責任とPLマークとの関係、その責任を求めていくルートというのは、どのように担保されているのかについてお願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、製造物責任、これは、製造物責任法、いわゆるPL法の関係と、それから、PLマークという、二つ同じPLという名前が使われているわけですけれども、PLマークというのは、まず、そのこうした樹脂を扱いますポリオレ品等衛生協議会という、こうした協議会の自主企画基準に適合した商品につきましては、このお墨つきと申しましょうか、PLマークがついているということでございますけれども、また、もう一つの製造物の責任のほうの製造業者が、みずから製造加工輸入等をして引き渡した製造物の欠陥によって他人の生命、身体、財産を侵害したときには、引き渡し後10年間、そうした損害の賠償の責めを負うというような法の内容でございますので、こうした導入した商品が、仮にそうしたような影響を与えるようであれば、この製造責任の適用になろうかというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) その製造物責任を求めていくルート、最終的には、どこに求めてい くのだと、そういうこと、または、品質、アフターサービスは最終的にどこに求めるの だということの答弁が、まだ、いただけていないと思います。お願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 製造者に対しての製造物責任ということでございますので、そうしたメーカーに対して、最終的には責任が問われていくという形になろうかというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) この食器について、アフターサービス云々、そういう問題が起きないということで、そういうものはないというふうに言われましたけれども、この食器を使っている途中に、何年か使うわけですが、その途中に、やっぱり品質分析検査というものをやってみるのか、みないのか、もう全然買ったら買いっぱなしで途中どうなっているかの検査もしないのか、するのか、その辺についてお願いをします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 現時点におきましては、そのこの食器の使用中に分析試験等を 実施する予定はございません。このメーカーが行った安全試験の中におきましては、5 年程度使用した状態の食器を用いた検査も含まれているということでございますので、 そうした検査機関を通った商品であるということでございますので、私どもが独自でそ うした分析試験に出すということは、いまのところ考えておりません。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) そうしますと、どこがつくった商品なのかもきちんと開示しないでおいで、アフターサービスもそれも考えておりませんと、途中成分分析もしませんと、どこでつくられたものかわからないけれども、とにかく買って子どものほうに与えていくと、こういうやや無責任に聞こえるような状態で、果たしていいのかどうかという部分を、やっぱり、新しい食器ですから、それなりにある程度どこかできちんと分析して、本当に安全なのかどうかの確認をする作業というのは、必要だと思うのですね。そうですよね。

そのことについて、御意見をお願いします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 今回の発注に際しましては、私どもの仕様の中に、安全確認を するための項目も入れております。

食品衛生法、食品添加物等の企画基準に適合していることを示す証明書を提出すること、それから、ポリ衛生協が出します自主規制に適合していることを示す証明書の写しを提出すること、それから、これまでに有害とされるような物質が入っていないという公的試験検査機関の検査証明書の写しを出すこと、それから、最後に酸化防止剤の添加物が入っていないことを証明する公的検査機関の写しを提出することというようなことを含めて、安全性の確認をされたものを納入してほしいという特記をつけて納品をさせるということとなっております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) ちょっとホームページでの安城についての情報を手に入れて、幸田 町の仕様書と比較をさせていただきました。

もちろん製造メーカーは違うようでありますが、大きな違いが2つ、3つありますの

で、その点についてお聞きをしたいのです。

まず、絵柄の問題なのですが、これは、外側に印刷するというふうに書いてあります。 ところが、安城では二重構造の真ん中に入れるというふうに書いてありますが、外側と いうのと、二重構造の真ん中というのは、どこがどう違うのかということについて、ま ず、お聞きしたいなと思っております。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 今回の議案関係資料の中に、構造ということで、サンドイッチ 構造の絵柄を出させていただきました。

構造の中に絵柄が描いてあるわけでありますが、内側透明樹脂の外側に絵柄を印刷すると、内側から見ると真ん中側に印刷するということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 少し意味がわかりました。表現の違いだということがわかりました。 安城との違いをもう一つ見つけました。それは、何かといいますと、いわゆる PENではなくて、PEST、ポリエステルサルファンというのを、安城のほうは取り入れていると、それを中に組み込むことによって絵柄を安定させるということをやっているようですが、幸田町はそれがない、その違いについて、まず、お願いをしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) このサンドイッチ構造のことでございますが、内側の透明樹脂は、100%PEN、ポリエチレンナフタレンという樹脂製であります。外側は、耐熱性を上げるためにPEI、ポリエーテルイミドを加えた合成樹脂でつくられているということでございますので、樹脂であっても、少しは状況が違うものが使われているということは承知をしております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) やっぱり、子どもの使う食器でございますので、情報はもっと細かく丁寧に出していただきたいと、私は思っております。

そのPEIを使うなんていうのは、どこに書いてあったのか覚えがありませんが、そんなような状況ではまずいなと思っておりますのでお願いをします。

もう一カ所お聞きをしますが、エンボス加工というのがございますよね。御飯がこびりつかないようにするための加工ですが、これは、幸田町はやらないと、しないと、これをやろうといっている学校もたくさんあるわけですが、幸田町はあえてこれをやらない、この違いは何だということについてお願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) エンボス加工につきましては、食品に少しざらざらとしたもの をつけてくっつきやすいという状況が生じるのかなと思っております。

今回、私どもがエンボス加工はしないということにつきましては、これは、ちょっと 憶測で恐縮でございますが、くっついたものをかくことによって、表面に傷等がつかな いような配慮であるとか、洗浄する際のそういう配慮もあって、エンボス加工、ざらざ らのようなものは、今回、採用しないという判断をしたものと考えております。

○議長(浅井武光君) 8番、中根君。

- ○8番(中根久治君) エンボス加工は、食品がくっつかないようにするための加工ですよね。そこのところを、ちょっと認識が違っていないかなというふうに思いますので、なぜ、するかしないかという部分についてのメリットがつかんでいないなと思っておりますので、再度、わかるようにお願いをします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) エンボス加工は、もう一つの特徴があるようでした。 着色の防止機能が一つあるということでございます。

エンボス加工をすると、そのざらざらに着色がついてしまうので、それは、しないという判断をしたということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) このことは、ちょっとまたあと、総務教育委員会でももう一度、お 伺いしたいことだと思っております。よろしくお願いいたします。

続いて、指名競争入札の件に入りますが、8社が入札に参加しました。どの会社のメーカーを見ても、ほとんどが厨房をつくる業者とか、その販売店が入っておりますね。 納入するこのPEN樹脂加工のどういうかかわりを持つ会社なのかというのが、ちょっとわからないなと、8社について。

指名の理由について、まず、お伺いをしたいというのがあります。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、指名の段階で、食器の営業種目というものが、それぞれ 入札参加資格を出していただく業者の方々の中に、食器という営業種目が、どういう業 者があるかというリストを、私どもが出しまして、その登録のある業者が、今回、指名 をした8社のみであったということがまず1点であります。

それから、今回のPEN樹脂食器を納入可能かどうかという確認をとって、納入ができるという回答がありましたので、その業者、8社を指名いたしたところであります。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) ですから、この8社は、どこが指名されても、納入はできると、その製品に対するアフターサービスはできないと、検査もできないと、ただ、納入はできる会社だという判断で、この責任の所在がどこまでいくかということは、最初のほうでお伺いをしましたように、最初の段階では、どこの業者かもわからないところが、その製造者責任を持つのだということでありました。

やっと、今、こういう会社だよということを教えていただきましたけれども、こういう段階で、このやや不完全だと思われるような議案だなというふうに感じております。このPEN食器を直接製造している会社、または、その関連会社というのは、恐らくあると思うのですね、営業部とかいろんなところですが、そういうところが、なぜ、指名しなかったのか、あえて外したのか、先ほどは違う答弁をされましたが、なぜ、指名しなかったのか、製造会社ですから、当然、指名していいじゃないのか、または、それの営業部なら営業部に指名していいじゃないかと、参加してもらうべきではないかと思うのですが、8社のリストを見ても、私も知っている会社も2、3ありますが、到底、このPEN食器とは、随分距離の置いたような会社だなと自分では思っているのです。

そういうところがあって、なぜ、つくっている本元がここへ参加しないのかという部分が、一番の疑問でございますので、その点についてお願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、入札制度でありますけれども、毎年、これは2年に1回だと思うのですが、当該年度と次の年度に、指名に参加したいという入札参加届を出していただくということになります。

ですから、東京の大手メーカーが幸田町まできて、申請をしていっていただければ、 もちろんそのリストに基づいて、私どもも指名をさせていただくわけでありますが、ま だ、幸田町には、そうしたメーカーの方々がなかったということであります。

ある業者の中で、今回、納入できる業者を選定した結果、8社のみあったということ で競争入札をしたということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) ですから、この製造メーカーである、先ほどわかりましたおぎそという関連会社は、なぜ、参加していないのか、なぜ、指名競争入札に参加するように依頼できていなかったのかについてお願いをいたします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) これまで、入札参加の呼びかけまでを、一応、してほしいとい う意思表示はいたしたところであります。

ただ、営業的にそうした願いを出すことは、当面、出さないということでありましたので、私どもも、直接、そうした入札の中に参加をしていただいて、見積もっていただいておさめていただきたいわけでありますが、私どもの意向をそこまでということはできませんし、向こう業者の判断によるものだというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) このいわゆるPEN樹脂に導入している市町は、たくさんあるわけですが、そういうところの仕様書を取り寄せてみると、幸田町とちょっと違うなと、違うなということはわかりますので、それは、どこかに欠陥があり、どこかに長所があると思うのですが、ですから、幸田町としては、子どもたちに与えるものですから、万全を期してやっていただきたいし、情報もきちんと公開していただきたいというふうに思います。

先ほど、ちょっと安城の例を出しましたが、その安城だけではなくて、愛知県中いろんなところが、いろんなものを使っておりますが、それぞれちょっとずつ仕様が違うのです。なぜ、それを使ったのか、なぜ、幸田町が、PEIを使ったのかという、そういった部分の説明ができるようなものを用意していただきたいと思いまして、そのことをお願いをして質問を終わります。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 財産の取得という契約案件をお願いする上で、私どもも議案関係資料につきましては、なるべく御理解が頂戴していただけるような形で作成をさせていただいておりますが、本当に、多岐にわたる項目も含めて、本当は載せなければならない中身が載っていなかったことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

そうしたことで、決して、隠しておるということでは、本当にございませんので、そ の点だけにつきましては、御理解を頂戴したいと思います。

○議長(浅井武光君) 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) この学校給食用食器というものは、安全性が最優先されるものであります。

プラスチック類、これまでも環境ホルモンなど、いろんな問題があったわけでありまして、幸田町では、メラミンから、そして、ポリカーボネイト、このポリカーボネイトにつきましては、ビスフェノールAという環境ホルモンが溶出をするということで、取り上げまして強化磁器ということで変えてきた経過があるわけでありますが、しかしながら、今回、家庭に近い、家庭で利用している強化磁器、これについては、重たいという、それから割れやすい、割れたときに危険であると、こういうようなことから、割れない、PEN樹脂というものに変えていきたいということが示されてきたわけでありますが、今回、これに給食用PEN樹脂製食器に変えていくということで議案が出されたわけでありますが、そこで、お聞きをするわけでありますけれども、このPEN樹脂の安全性、それから、耐用年数、そして、また、PLマーク、これについてお伺いをしたいというふうに思います。

このPLマークというのは、ポリオレフィン等、いわゆるポリ影響というところで、 三井化学の社長が会長になっているというようなことが資料に示されているわけであり ますが、このPLマーク、これについて、再度、関連資料にあるわけですけれども、再 度、このPLマークについて、説明がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、このPEN樹脂食器を導入させていただく中で、やはり、 私どもも安全性については、極力気を配ったつもりであります。

先ほども申しましたように、仕様の中に、いろんな各種検査証明書等もつけさせて、過去に溶出したような物質が、また、入ってはいないか、あるいは、添加物等がその状況についてはどうかということにつきましては、検査機関の証明書を提出をさせ、その中で、今、PLマークのお話がありましたけれども、ポイオレフィンの衛生協議会、この自主基準に適合はしたということがPLマークという団体が自主規制をして、それに適合したものにPLマークをつけたということでございます。

これも行政指導のもとに設立された関連企業であって、プラスチック製品の原材料と製品から食品に溶出する物質の安全性に係る試験基準を独自で設定をして、そうした検査をしながら合格したものについては、PLマークをつけているということでございますので、自主基準ということでございますので、独自のそういう認定判断の中のマークであろうかと思いますが、安全性を一つ証明するものかというふうにも考えております。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) PEN樹脂といっても、いわゆるプラスチックでありますよね。 プラスチックにおきましては、日々、進化をしてきているというものの、やっぱり、プ

ラスチックはプラスチックであります。

そうした点で、この安全性というのが、どれくらいの対応年数があって、そして、安全性がどれくらい確立されたかというのは、まだ、これは、PEN樹脂ができてきてからどれくらいの年数があるかわかりませんけれども、まだわからない、ポリカーボネイトにしましても、ビスフェノールAが溶出をしてきて環境ホルモンが出てくるということで、これを長い間設置をすると、遺伝子まで作用してしまうと、こういうことが長年にわたってわかってきたわけでありますので、PLマークも自主基準に基づいて、このマークがつけられているということからすれば、まだ、この安全性というのは確立されていないのではないかというふうに思うわけでありますが、その点はいかがかということであります。

また、このPEN樹脂、この製造会社につきましては、いろいろメーカーがあるわけです。それについて、それも調べられているというふうに思いますが、今回、納入されるものについては、お答えできないということでありますが、このPEN樹脂を給食用食器をつくっている製造メーカーがどれくらいあるのか、メーカー名を挙げていただきたい。

特に、この会長は、三井化学でありますので、三井化学もつくってみえましたよね。 調べますと検索すると出てきます。そうした点で、当然、学校教育課としては、メーカ 一名もどれだけあるのか、調べられていると思いますので、そのメーカー名も出してい ただきたいというふうに思います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、安全性のみにつきましては、そうした協会独自の検査等 におきまして、これも全く国の指導もないということではありません。行政指導のもと に設立がされた協会ということであります。

また、検査基準を含めた安全性を点検をしてのことであるというふうに思っております。

また、2点目の御質問の中で、私どもが今回納入をいたしますのは、岐阜県土岐市の株式会社おぎそというメーカーから納入をしていただくことになります。それを、取り扱っている業者を、今回、契約の相手方とするものであります。

また、全国的にどうかということでございますが、何社ほどあるかということは、ちょっと定かではございませんが、大手の会社がサンシン加工、あるいは、ダイワというような企業の名前が資料の中にはあるところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) PEN樹脂を製造しているメーカー、製造会社もわからないわけですか。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 大手製造メーカーがサンシン加工、これは、東京ですけれども、 いずれもダイワという会社が、日本の中では、2つの二大メーカーであるということは、 承知をしているところであります。
- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) サンシン加工とダイワというところが、大手二大メーカーという ふうにおっしゃいましたけれども、このポリ影響というところの業界団体では、三井化 学、三井化学も、確か、学校用給食用食器もつくっていますよね。確か、そのように出ていたような記憶がありますけれども、しかしながら、この要するにプラスチック、これは、まだまだPEN樹脂についても安全性が確立しているとは言いがたいものだというふうに思うわけでありますけれども、その点については、本当に安全だといいきれるのかどうかということでございます。

また、今回、このPEN樹脂に変えられる経過といたしましては、学校給食センターにおける調理員のほうから出てきたということであります。非常に運ぶ際に重たいということで、腰痛が出てきたり、作業効率が悪いと、こういう中から出されてきたものであります。

そして、また、この保護者等にもいろいろアンケートをしながら出てきたわけでありますが、今回は、小学校だけの財産の取得であります。

中学校においては、変えられないということからすれば、私は、これはおかしいではないかと、やはり、学校給食用食器というのは、これは食育にもつながるものであります。自宅で食器が割れる、それを拾ったときに手を切ったら、ああこれは危険だなということで、ほかの方法で片づけるというようなこともあるわけでありまして、やはり、割れない食器というのは、これは、教育上どうかということもあるわけです。割れないに越したことはないわけですけれども、しかしながら、そういうことを経験して丁寧に取り扱うとか、やはり、教育の一環ではないですか、そういうことも。

保育園や中学校では、強化磁器食器を使って、そして、小学校だけを変えていくということからするならば、これは、やはり、小さいうちからそうした食育にも取り組みながらやってくるということからすれば、片手落ちではないかというふうに思うわけであります。

また、この作業効率、関係資料の42ページに、この強化磁器食器からPEN樹脂に変えた場合の重さの比較というものが出されているわけでありますが、そうした点で、この作業効率、これについては、どのようになるのか、この点についてもお答えがいただきたいと思います。

次に、この入札の件でございますけれども、この入札で、8社を指名をされておって、 それから、この中で、町内業者が棄権をしているということでありますけれども、この 辺について、どのようにお考えなのかということであります。

入札につきましては、やはり、最低価格を出したところが、落札をするという、こういうことがあるわけですけれども、こうした点で、安い食器ということで、太刀打ちできなかったのかということであります。

それから、これまでの強化磁器食器の仕入れ先でありますが、おぎそというふうにおっしゃいましたけれども、もう一度、確認の意味でお尋ねしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、3点、御質問をいただいたというふうに思っております。 今回、小学校のみのPEN食器の導入についてであります。

小学生、中学生、いずれの食器につきましても、破損率という一定の割れはするわけでありますけれども、そのことを、別に、割れたから悪いなんていうことは、もちろん思ってもおりませんし、指導もしておりません。割れてしまうのは、本当に悲しいことでありますけれども、致し方のないことであります。

しかしながら、そうした過程も含めて、食べるという行為の中には、そうした食器を使いながら一つ成長をしていくというのは、私どもも必要だというふうには思っております。

今回、先ほど来、おっしゃっていただきましたように、給食は、みんなの力でつくっております。栄養士が献立をつくり、調理員が調理をし、運搬する方が運び、そうした中で、今回の強化磁器につきましては、これが悪いというものではないわけでありますけれども、そうしたやっぱり、重量に関することが主な理由といたしまして、改めさせていただきたいというふうに思ったところでございます。

それから、作業効率のお話でございますけれども、PEN食器と強化磁器食器につきましては、食器1枚当たりの単純な重量につきましても、約2分の1ということであります。

それから、最も重たい角仕切り皿については、食器かごに入れた際の重量が、約9キロから5.5キロと、約3.5キロほど軽くなるということであります。

給食センターの作業におきましては、戻ってきた食器を食器洗浄機に設置をして、再度、また、洗浄後に配送用コンテナに戻す作業を3人の調理員でやっているわけでありますけれども、こうした上げ下げの作業につきましても、非常に回数も多い中で、毎日作業をしているというようなことにつきまして、その軽減も少し図れるのではないか、それから、配送用コンテナの重量といたしましては、1台当たり、45キロ程度軽くなるというようなこと等も合わせて、作業負担の軽減、それから、備品の劣化抑制にもつながるものというふうに考えております。

それから、入札の町内業者の棄権につきましては、これは、入札当日、みえなかった ということで、確認をとりましたところ、入札忘れということでございました。

今回の製造元でありますが、岐阜県土岐市、株式会社おぎそであります。このメーカーは、強化磁器食器を私どもが入れさせていただいているところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 安全性で、再度、お聞きをするわけでありますけれども、プラスチックは、さまざまなところで使われておりまして、日々、家庭でも使われております。また、同時に、コンビニ等でお弁当を買って、それがレンジにかけるとレンジに対応できるよということで、そのまま温め可能というようなことが言われておりますけれども、しかしながら、やはり、プラスチックの危険性というのはあるわけです。

そうした点で、より利便性が高められておられるがゆえに、その危険度については、なかなか表面に出てこないわけでありますが、しかしながら、今回のPEN樹脂がまだきちんと安全性が確立されていない中であって、日々、使ったときに洗浄によるとかいろいろあるわけです。

そうした点で、これが、耐用年数という形で、どれくらいの年数であるかということ

は、お聞きをして答弁がなかったわけであります。

そうした点で、この安全性の問題と耐用年数、これについて、確立していない中での耐用年数、これについては、どれくらい考えておられるのか、また、同時に、メーカーのほうから、耐用年数について、指示があったのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

次に、もともと強化磁器食器をPEN樹脂に変える、その説明の中では、これは、調理員さんの軽減ということが主な主眼でありました。

そうした点で、教育委員会としては、食育という点では、全くかけ離れた視点になってきたというふうに思うわけでありますが、そうした食育という点では、どのように判断されたのか、お尋ねしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、今回、導入いたしますPEN食器の耐用年数をどう踏ん でいるかということでございます。

これは、メーカーのほうに確認をしたところ、5年から7年程度を目安と考えています。

自治体の事例でいきますと、10年以上使われているところも現状あるということでありますが、5、6年、また、7年程度ということでございます。

それから、そうした食器と食育の関係でございますけれども、大きく食育につきましては、子どもの体と栄養ということでございますので、全く、食事の中にいろいろな栄養素が不足するというようなことももちろんいけませんし、いろいろな食材をとってバランスよく体を鍛えて大きくしていくということの食育の部分と、この食器が変わることによって、いわゆる日常の暮らしの中で、食べるということとどう位置づけるかということであると思います。

これは、学校で教えるということももちろん一つは必要であるのかもしれませんけれども、基本的には、まずは、御家庭が子どもたちに育んでいく中で、生まれてくる部分が、保育園、小学校と上がってくる中にも生かされてくることだと思っていますので、食器を変えることで、食育自体の、それから、子どもたちが成長する上でのものの扱いであるだとか、大切にしなければならないことだとか、ということを否定するものではございません。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) このPEN樹脂が、耐用年数が5年から7年程度ということであります。そうした点ですれば、この耐用年数が切れる前には、いろんな問題も出てくる。例えば、着色が食事の食材による着色が取れてこないとか、付着をしてしまうとか、また、その表面が加工された部分から、材質から溶出してくる、プラスチックが溶出をする、こういう問題も指摘できるかというふうに思うわけであります。

また、何よりも、食育という問題で言えば、全く否定はされなかったけれども関係はないようなことを言われたわけでありますが、しかしながら、食事というのは、やはり、おいしい、見た目、それから、容器、こういうものも大事ではなかろうかと思うわけです。

やはり、それがプラスチックにポンと入っているのと、やはり、見た目的にふだん、 日常に使っているもの、そういうものに家庭と同じような環境の中で食事ができる、こ ういうことも大事ではなかろうかというふうに思うわけであります。

それが、食育であり、また、教育であるというふうに思うのですけれども、そうしたことが、全く抜きにして、より作業効率と、それから、また破損率が高いということで変えてしまうということは、非常に残念だと思います。

以上です。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 本当に、今般の給食用食器につきましては、新たな給食センターができたときに、強化磁器食器を採用いたしまして、私は、初代そのセンターの所長で始まりましたのですが、やはり、時代の情勢と申しますか、主に重さを何とか改善してほしいという給食会のことも含めて、今回、お願いをするところでございます。

本当に、給食は皆さんでつくるということでございます。本当に食育の部分も軽々しくしているわけではございません。

その点については、御承知おきいただければというふうに思っています。

○議長(浅井武光君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 各方面から、いろんな問題点が指摘をされております。

その大元は、教育委員会が、初めに食器変更ありきという形で突っ走ってきて、たどりつくべきところにたどりついたと、こういうことだけなのです。

その経過の中で、昨年の10月16日に、食器選定委員会、11名の委員がみえますが、これを開催をされて、先ほどから言っているように、学校給食会からは、重い、割れやすい、軽量で割れない食器をと、こういう意見が出された。これは、給食会だけだ。そこの中で、あと、学校の給食主任は、強化磁器は、色が白くて愛着があり、食材の色が楽しめていいと、食器の絵柄には愛着があると、校長会の代表が、中学校現場では、大きな不便を感じていません。仮に、変更するなら、食器の安全性、確かなものだと、食の安全が問われますよと、こういうことが言われました。

その話を聞いたのが、昨年の11月13日の総務教育委員会の中で、あなた方が言われた。

そうしたときに、もう一つ、初めに給食食器変更ありきだと、しかし、保護者の意見、保護者の代表というのは、11名の委員のうち2人だけなのです。2人だけだと、それが、何で保護者の代表だということが言えるのか、少なくとも9校ある小中学校から、最低でも1人、あるいは、2人という形の中で、保護者の代表が選ばれずに初めに食器

変更ありきと、そして、給食会から重い、割れるということを強調された。

ただ、職場の環境を改善をするということは、これは、当然のことなのです。ただ、 それを、近火玉上のごとく掲げて、食器変更ありきで突き進んできたのが、教育委員会 ではないですかということを、まず、お尋ねする。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、ことの発端につきましては、冒頭、やはり、学校給食会 のほうから、スタートいたしました強化磁器食器について、やはり、職員を含めて、い ろいろな問題がある。

一つは、重量のこと、それから、割れた食器につきましては、一つずつ割れたものの 破片が洗浄機等などに残っていないか等も含めて、確認をする必要があった。

それから、指を切ったこともあった。そうしたような、おっしゃっていただきましたように、給食をつくる側の中から、そうした要望改善が出てきたということは事実でございます。

先ほど、おっしゃっていただきましたように、御家庭の御意見につきましては、その意見の数につきましては、少な目であったということについては、私どもも第1回と第2回の食器選定委員会をやりましたけれども、委員の中にも、若干でありますが、母親代表の方もおるということではございますが、幾分、少なかったということは反省をしております。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 今、割れる問題がありました。割れてはいけないのかということな のです。家庭の中でも、一般のところでもものが割れるものは割れる、割れるのも教育 の一環だよと、いわゆる先ほど、食育ということを言われております。そのとおりだと 思います。

給食も重要な教育の一環ですよと、乱暴に扱ったり、劣化してくれば割れますよと、 割れたことによって、自分たちがどう対処するか、それは、教育現場の重要な指針、そ れをきちんと捉えるということと、もう一つは、割れることを盛んに言われるけれども、 じゃあ、幸田町の学校給食における食器類の破損率はどれだけか、岡崎市と蒲郡市、比 較対象されて幸田町の位置はどこにあるのか、答弁がいただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 食器が、子どもたちのせいで割れるなんていうことを、本当に 実際割ってしまった子たちの話も聞くわけでありますが、本当にかわいそうでならない 部分もあるわけでありますけれども、やはり、割れることをあらかじめわかっているわ けでありますが、そのことの対応が、やはり、教育という面では大事だというふうにも 思っています。

食器の破損率でありますが、最初にお断りをして、近隣との比較データというのが、この食器関係の統計にございません。幸田町だけのデータで恐縮でございますが、平成25年度が965枚割れ、破損率が7.1%、平成26年度が882枚割れ、破損率6.5%、前年度の平成27年度が、919枚、破損率6.8%ということであります。

なお、メーカーホームページにおいては、参考の数値という意味で、破損率は約8%

等というふうに載っているホームページがあるということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 先ほど、申し上げたとおり、割れるのは、割れることは、やっぱり、 それを通して教育の一環として、捉えていかないと、それは、子どもが悲しい顔をする。 おまえ何をやっただと、手を滑らせたのか、手を滑らせれば割れますよということも教 育の中で身につけていくことなので、やっぱり、それは、そういう機会を捉えて、子ど もたちをきちんと食育における対応の問題と、食器が割れやすいとは思いませんけれど も、割れるものだよという、やっぱりそういう教育観点がなければ、罪の意識にさいな まれていくようなところに子どもを追いやるような対応は教育じゃないです。

それと、今、言われた破損率の関係でいけば、おおむね、幸田町は、7%と、全国的には、12%、蒲郡市は約10%だと、こういうデータもあるわけです。

そうしたときに、破損率だけを取り上げてだあっというのは、誇大妄想じゃないのかなと、幸田町が全国平均、隣の蒲郡市よりも低くて、ものを大事にするという、やっぱり、土地柄というのも私はあると、そういうものが、やっぱり、強化磁器食器の持つ有効な意味合いだというふうに捉えていかないと、前向きではなくて、後ろ向いてこれもいかん、これもいかんということだけでいいかどうかということは、やっぱり、きちんと検証する必要があるだろうなというふうに思います。

それから、今、部長が言われた給食センターの関係で、重いだとか、あるいは、割れることもあると、割れたときに、その破損をどうやって取り除くかと、こういうこと、それは、重要なことだと。

しかし、現状の中で、作業効率や作業改善を変えようと、そういう発想こそ自身は、 こんなのはできるわけないじゃないか。企業立地監は改善だと国の補助金をもらって、 外に向かって企業はやっている。改善指導者育成事業と、そんな外向きの事業をやって いてどうするのだ。

そこで、育成された指導者を、給食センターに派遣してもいいわけだ。総務省が出している平成28年10月1日の3時間で、28年度改善指導者育成事業にかかる補助事業者募集要項の中に書いているわけです。

だから、何も企業相手に改善指導だということをやらなくても、言ってみれば外郭団体である学校給食センター、給食センター入って、やっぱり改善をしていく、これは、あなたも承知をしているけれども、過日の昨年の11月の、先ほど申し上げた総務教育委員会の中で、トヨタ系が、みんな改善といって、私もトヨタ系の一員でおったわけですけれども改善は息の長い戦いで、要は、息長くこれでもかと、耐えまずやっていかないと根づくものではない。ちょこちょこっといってぱっとやって、そんなものは改善には結びつかない。だから、そうしたことも含めて、これは、教育委員会のほう、いろんな問題があったときに、そこに働く人たちの声をきちんと提案活動を通してやりなさいよと、やったけれども意見が出なかったと、そんなの当たり前です。1回や2回ぽっとやって、下手なことを書いたら後でにらまれてしまうと、これは、みんな働く者の心情だ。

という点からいけば、申し上げたけれども、ちょっと言葉が悪くて申しわけないけれ

ども、こんなくだらない提案をしやがってと思っても、ああよう提案をしてくれたなと言って、その考え方をつくり上げていかなければ、改善提案なんていきないということも含めて、息の長い戦い、息の長い取り組みをしながら、職場改善を取り組んでくださいよということと、もう一つは、改善提案が、あなた方の発想の枠の中である限りは、とてもない。

例えば、かごだわな。今のかごが大き過ぎて、その中にたくさん入れるから重量が増す。かごを小さくすればいいじゃないか、入れる数量を少なくすればいい。いや、そうすると、コンベアが大変、そういう関連をつけながら、じゃあ、職場の環境というのは何なのか、作業環境というのは、設備の環境も含めて、私どもが提案をして会社のほうから、いやいやこんなのは数千万円かかるわといっても、何だかんだ言ってこれは取り組んでいくわけですよ、それが、トヨタの改善というのが、世界に地位を占めてきているというのは、当面の銭買いをそろばん勘定ではなくて、抜本的な提案があったら、それをどう実現をするために取り組んでいくかという視点がなかったら、そしたらここで働く給食調理員のみんながやったって、どうせ、やってくれないと、やってくれなかったらやらないほうがいいじゃないかという後ろ向きになるので、そういう点では、企業立地監が、改善指導者育成といって取り組む、そういうのを、民間ではなくて給食センターに生かす、地に足がついたそういう取り組みを私はしていただきたい。

ですから、要は、職場改善とは、息の長い戦いであって、そろばん勘定でことが済む ものではないと、したがって、そういう取り組みをされていかなければ、これは改善で きないわけで、そういう意思はございますか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、私どもが給食を学校給食会に委託をし、その学校給食会 の中で、働いている調理員初め、皆さん方の労働条件のことでございますので、教育委員会としても、知らない顔というわけではありません。

毎日、ミーティングも給食会の中ではしておっていただけますし、業務内容の適正につきましては、勤務日、配置人員、作業ローテーションなどを、随時、見直しもしているということも聞き及んでおります。

意見が言えない環境であるかというところまでは、少し定かではありませんが、やはり、同じ職場で働く方々として、意見が活発に取り交わされて、作業が効率的に進んでいくことは、私どもも望んでおりますし、また、折を見てもお話もさせていただけたらと思っております。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 要は、職場環境の改善、いろんな選択肢はあります。

しかし、そこに働く人たちが、自由な雰囲気の中で活発な意見が出されると、そういう環境をあなた方がどうつくるのか、ちょっと言えば、頭を張り倒して、おれの言うことを聞かないかというのが、今の幸田町の中の主流になっている。

そうした点でいけば、十人十色と言われるように、それぞれ思いが違う、思いが違う 中で、じゃあ、職場環境をどうしましょうかという思いはみんな千差万別、それをきち んと取り上げて生かしていくということをやっていかないと、提案したわみんなごみ箱 にぽいと、そんなことをやりやがって、もっと真剣に取り組めやと、皿を洗えやと、こ ういう感覚だったら、絶対に育ちません。

だから、私は、そういう意味でいけば、非常に息の長い取り組みと度量のある対応をいていかないと、この職場の改善というのは、私はなくならないと、取り組めないということを申し上げて、次に入ります。

このPLの関係ですが、このPLは、あくまでも業界の自主的な取り組みですよね。 そうしたときに、業界の事業者の自主管理についてと、こういうのがあります。

基本的には、この制度については、検査を実施するについては、非常に金がかかると、 金がかかるから、義務化をしているものではございませんよという業界のもの。

したがって、自主検査を実施する際のポイントについては、自主検査を行う際には、 原材料の農薬との在留の可能性を勘案をするということであります。

したがって、業界は、自主規制だと言いながら、自分たちに都合の悪いことは勘案をしていくと、そういうことが、もう具体的に明らかになってきている中で、新聞が8月24日に報道しておりますが、食器での健康被害を防げよという形で、現在のPLについては問題ありと、これは、業界だと、したがって、厚労省は、食品衛生法に基づく現制度では問題がある、したがって、今年度中に、具体的な実施方法をまとめて実施をしていきたい。つまり、今のPL法では問題ありだから、これは、先ほど申し上げた業界の自主的な団体だと、したがって、今回は、厚労省が、音頭を取って、厚労省の責任による制度として、国の制度としてやっていこうと、こういう取り組みをされている。

したがって、現在、特定をされていない未知の、まだ知られていない有害物質などを含む遺留品が見つかっても、現在のPL法では、流通をとめることができない、使用をとめることもできない。

しかし、今、PL法については、欧米や中国では既にやられており、見つかれば、すぐ即停止という形の中で、どんどん食の安全と健康というものが言われている。

そういう点でいけば、現在のPL法という形ではなくて、新しく制度が発足をするということですから、私は、その制度の発足を待ってからでも、PEN食器の導入であっても構わないわけだ。

今、なぜ、強化磁器食器からPEN食器に切りかえるのかと、そうしたときに、議案関係資料にもありますが、PEN食器にかかわっては、確認証明書が交付をされておりますよと。じゃあ、その確認証明書の交付については、後ほど、資料として出していただきたい。これは、業界が出しているのですから、別に問題はないという形の中で、要は、こういう形の中で、のらりくらりと食器の変更ありきと、そして、愛着もあり、教育的な観点も含めてよしとする。

しかし、PEN食器については、あくまでも樹脂と、その樹脂の弱点は、紫外線に弱いと、紫外線に長期に当てるとぼろぼろになってくると、そういう点も含めて、私は、振り出しに戻って検討すべきだということを申し上げるわけです。

そういう点の御意志はございますか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 新たなPL、ポジティブリストというようでありますけれども、

今の日本のそうした食器に関する法的に言いますと、食品衛生法というのがあって、使ってはいけない物質などを特定をしているということであります。

逆に、このPLというのは、使っていいのを、逆に物質を表記していくということによって、今、世界中から日本に輸入がされているいろいろな物質を、早目に特定をし、それが広がらないような手だてを取っていく必要があるということを、今、検討会、厚労省のほうで検討会があって、今、法制化に向けた動きにつきましては、委員が、今、おっしゃっていただいたとおりであろうかと思います。

ただ、現行のこうした食器で使用しているものについて、その対象を改めるということでありますが、世界から入ってくるような危険物質について、なお、危険性をより排除するということでありますので、現行のものについては、恐らく、そのまま含められた形で企画等が、法整備が進んでいくものとも考えられますので、今、改めてこの財産の購入につきまして、改めるという考えは持ってございません。

○議長(浅井武光君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第48号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第49号議案の質疑を行います。

9番、酒向弘康君の質疑を許します。

9番、酒向君。

○9番(酒向弘康君) ふるさと寄附業務委託料について、お伺いをいたします。

まず、ふるさと寄附の返礼品、これの受付が5月2日からスタートしたわけですが、 この9月までに、約4カ月が経過したわけであります。

直近の受付の件数と金額をお聞かせください。

また、隣接します近隣市でも、ふるさと給付の返礼品を受け付けておるわけなのですが、その状況と本町の取り組みの違いがあればお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) ふるさと寄附の返礼業務につきましては、5月2日より本町へのふるさと寄附者に対しまして、返礼品の贈呈を開始し、約4カ月が経過したということでございます。

8月31日現在の寄附の申し込み件数が、1,835件、寄附金額が、7,588万円 となっております。

返礼品の贈呈を行っている近隣市と比較ということでございますが、多くの自治体が 農産物や加工品などの食品関係の品、こういったものを贈呈をしている中、本町につき ましては、そういった食品関係の品だけではなく、ものづくりのまち幸田町ということ で、幸田町ならではの工業製品、こういったものを用意した点が特徴的であろうかとい うふうに考えております。

また、近隣市との取り組みの違いということでございますが、近隣市にお聞きした範囲でございますが、返礼品の還元率でございますが、岡崎、西尾市につきましては、最大で40%ということでやっているということでございますが、本町におきましては、寄附者に対するPR効果、こういったものを考慮しまして、最大で50%としている点が大きく違いがあるかなというふうに感じております。

- ○議長(浅井武光君) 9番、酒向君。
- ○9番(酒向弘康君) 部長も言われましたが、私は、以前より一般質問等で提案をしてまいりました、ものづくりのまち幸田のPR、それと、町内産業の振興という点に対しては、形としてあらわれてきつつあるのかなというふうに思っております。

今回の補正は、6月議会に引き続きまして、2度目であります。当初予算2,000 万円から、実に20倍という大幅な増額となっております。

この事業は、1年目でもあり、予測ができないという中で、結果としては、うれしい 誤算というふうには思いますが、本年度も後半になってまいります。今回の補正額の根 拠、そして、今後の見通しなどをお伺いをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 今回の補正額につきましては、歳入4億円ということで、言われるように当初予算の20倍の寄附額を見込んだということになっております。

こちらにつきましては、先行してやっておられる自治体、また、うちの委託業者であります楽天、こちらのほうに聞き取りを行ったところ、通常月、ことしでありましたら、例えば、7月等の通常月の10月は2倍になってくる、それから、11月ぐらいになってくると3倍ぐらいになってくる。12月、年末ということで確定申告へ向けてということもあって、5倍から10倍、それぐらい年末に向け、申し込みがふえていくというような傾向にあるということをお聞きしました。

それを聞いたところ、こちらとしましては、7月度は2,000万円ぐらいであったということでございますので、10月は4,000万円ぐらいになるのではないか、また、11月は3倍の6,000万円ぐらい、12月には、106の2億円ぐらい、こういった歳入を見込み、それに合わせて、今回、寄附額を増額補正ということをさせていただきました。

ただ、こちらにつきましては、本当に初めてということで、実際の寄附額がここまでいくかどうかというのは、何とも言えない部分ももちろんあります。

もしかしたら、もっと上乗せするなんて、そんなこともあると、本当にうれしいわけですが、現実は、その辺わからないものですから、ただ、業者への支払い等の関係等もございますので、とりあえずは、お聞きした範囲で、今回、増額補正のほうをさせていただいたということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 9番、酒向君。
- ○9番(酒向弘康君) どう出るかということでありますが、楽しみにしておきたいという ふうに思います。

今回の代金、あるいは、手数料を抜いた約1億円強、これが、新たな財源となってくるということでございますけれども、使途、使い方については、先回の質疑のときには、 寄附者からの希望は、特になくて、町長のお任せというところが多いというような答弁 であったわけでありますが、この1億円強、これを寄附者の善意にどう答えられるのか、 また、町民に対して、有効な使い方、これについてのお考えをお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) ふるさと寄附につきましては、寄附者の要望される用途という

ものがございます。

最も申し出の多いのは、安全、安心に関する事業ということで、その事業の中の便利 で安全な道路の整備、こういったものに使っていきたいということで、今回の補正のほ うにも挙げさせていただいておりますが、生活道路等の整備工事費、こちらのほうに4, 000万円ということで、住民の方に密着した事業に使わせていただくと。

それから、あと、多い事業といたしましては、先ほど、議員が言われました町長にお任せと、これも安全、安心と同じくらい多いわけですが、それをさておきまして、3番目に多いのが教育文化、こういったものに対する要望が多いということでございますので、学校等において見込まれます大規模な改修等に備えるために、今回、教育施設整備基金の積立金に5,000万円、こちらを、それぞれ補正予算をお願いしたということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 9番、酒向君。
- ○9番(酒向弘康君) ぜひ、町民が喜ぶといったようなところで、しっかりと使っていた だければというふうに思います。

それと、本町の職員のふるさと寄附返礼品に関する受付業務、あるいは、集計にかか わる職員の人件費、いわゆるコストについての話でありますが、この事業を担当してい る専任の職員というのはいないというふうには思いますが、延べ人工といいますか、ど れくらい時間をこれに費やしているのかということをお聞きいたします。

また、この事業の業務を細分化しながら、それを内製化、あるいは、工夫によって手 数料の支払いを軽減していくといったような考えはないか、お聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 現在、このふるさと寄附に関する業務につきまして、役場のほうで行っているものが、役場への直接申し込みや問い合わせ、そういったものに対応すること、それから、寄附証明書の発行業務、それから、返礼品提供事業者及び委託業者との調整業務、こういったことを役場のほうでは行っているということでございます。

こちらにつきましては、主に職員2名がほかの業務と兼務して行っているということで、人工にしますと、およそ1人工ぐらいの業務量ではないかというふうに感じております。

委託業務の中で、少しでも手数料の支払いを低減ということでございますが、委託業務内におきまして、インターネット上のページの作成だとか、それから、返礼品の受発注、それから、寄附者に対するお礼のメール送信、それから、苦情だとか問い合わせ、そういったものの対応、こういった費用として、寄附額の4%を支払っておりますが、その部分については、町職員においても対応できる部分もないことはないかと思いますが、その場合でもかなりの人工が必要になると、それだけの業務をやるということでございます。

また、ページの作成だとか、そういう苦情の対応等につきましては、その道のプロに任せるほうが寄附者に対し適切な対応ができるという部分もございますので、現時点では、この委託のほうは継続していきたいというふうに考えております。

○議長(浅井武光君) 9番、酒向君。

○9番(酒向弘康君) 約1名ぐらいが、人工としてはかかっているのかなということでありますが、業務の見直し等々でコストダウンいうのは、民間ではごく当然のことでありますので、ぜひ、そんなところも改善、あるいは、工夫をしていただければというふうに思います。

あと、全国の中では、ふるさと寄附の返礼品のこの制度、少なからず問題点も指摘されているところであります。

今後、制度の変更や、また、今、一番ピークだとは思いますが、ブームのような一過性の事業にもなることも考えられているわけなのですが、6月6日、今週の中日新聞にもこの事業のアクセルとブレーキかげんに注意が必要だといったような記事もありました。

今後のものづくり幸田のPRとバランスのよい偏りのない町内産業の振興、これに対して返礼品の見直しや追加も含め、どのように進められていくのか、お聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) ふるさと寄附における返礼品の贈呈につきましては、議員が言われるように、制度上問題点もあり、ずっとこのまま制度自体が継続されるか疑問符がつくところでございます。

現行の制度につきましては、今まで、本町及び本町事業者の提供する品物について、知らなかった全国の皆様にPRできるよい機会であるということで、この制度を現在、最大限利用させていただき、町内事業者、及び、生産者が新たな顧客の獲得やインターネット販売、こういったことを行うなど、新たな販路拡大、こういったものもできるといいなというふうに考えておりますので、そういったものにもつながるように、今後、いければと考えております。

また、返礼品の増加、追加につきましても、追加できるものがあれば、どんどん追加をしてPRしていきたいと考えております。

- ○議長(浅井武光君) 9番、酒向君。
- ○9番(酒向弘康君) 次に、介護ロボット等導入支援事業補助金について、お伺いをいた します。

まず、この事業の目的、助成金、補助金、助成要件といったものがどういうものかお 聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 20款民生費の中の介護ロボットの補正のお問い合わせで ございます。

本事業の目的につきましては、国の平成27年度の補正予算のうちの地域介護福祉空間整備等施設整備交付金、これを活用しまして、介護従事者の介護負担の軽減を図る取り組みを推進をすることを目的としたものでございます。

事業者負担が大きい介護ロボットの導入を特別に支援するというため、20万円を超える介護ロボットを介護保険施設、及び、事業所が購入する場合の費用を、国の交付金を一旦町が受けまして、その事業者に助成を実施すると、このような内容でございます。

- ○議長(浅井武光君) 9番、酒向君。
- ○9番(酒向弘康君) 国の持ち出し、自治体としては持ち出しゼロの事業ということであります。

最大、92万7,000円ということでありますが、介護サービス事業者が、何カ所 手を挙げられた結果の補正予算なのかということと、事業者名、あるいは、事業所名、 どのような機能の機器を購入されるのかお聞きをします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 本事業でございますけれども、昨年12月に事業者につきましては、公募の関係の問い合わせを行いまして、実際のところ1業者が手を挙げていただいて、今年度に対しまして申請を行ったということでございます。

具体的には、事業者につきましては、社会福祉法人の和敬会、特別養護老人ホームまどかの郷でございます。

今回、申請いただきましたロボットにつきましては、見守り支援を目的としたロボットでございまして、簡単に言えば利用者の方のベッドの両サイド、または、足元にセンサーがございまして、その寝返りをうってベッドから落ちそうになった場合に感知をして、職員の常駐しているところに通報し、ベッドから落ちること、それから、痴呆の方たちが外に出ていってしまわない、そういうような行動の見守りをすることができる、そういうセンサーつきのロボットということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 9番、酒向君。
- ○9番(酒向弘康君) 1カ所の事業所ということであります。

そのセンサーつきの見守りの機能のあるロボットということでありますが、何台分に 当たるのかということをお聞きをします。

8月末に、私、視察研修にいってまいりました。場所は、介護ロボットなどを実際に使い研究をしております愛知県の大府市というところに、国立長寿医療健康センターというところがありました。そこにいってまいりました。

そこには、介護する際の腰の負担を軽減する機器、力を増幅してくれる機器などがありました。

また、介護する人を楽にしてくれるというのと、ほかに、患者自身がリハビリ運動を していくための補助をしてくれるロボット、あるいは、対話をしてくれるロボット、い ろいろなロボットが数多くありまして、そこで、実際に使用しながら研究もされており ました。

この事業に当てはまる支援ロボット、これは、どんなようなものがあるのか、また、 その機能、どういうものがあるか、お伺いをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 今回、申請いただきました事業につきましては、3台の予定をしております。

1台、20万円以上という限定もございますので、そういう意味では3台購入ということでございます。

それから、ほかの機能ということで、補助金に合わせた事業項目でございますけれど

も、このロボットにつきましては、一応、国のほうは移乗支援、ベッドから車いすに移動するような支援、それから、移動支援、御本人が移動する、室内を移動する、トイレにいく、そういうような移動支援、それから、排せつ支援、排せつにかかわって、自動的に排せつしたものをパッキングしたりするような機械、それから、見守りを支援する、今回のものが見守りに当たるわけであります。

それから、入浴支援、これは、入浴の出入りにつきまして、支援をするということでございますので、一応、この項目としては、5項目が支援の対象内容ということでございます。

ロボットといいますと、鉄腕アトムではないのですが、そういうイメージがございますけれども、今回、見守りにつきましては、ベッドにセンサーがついたということで、 自動的に動くとかそういうものではございません。

ただ、ほかの機能につきましては、やはり、アームで人を持ち上げたり、移動する場合に車輪がついていて移動する、そういうようなロボットも各種あるということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 9番、酒向君。
- ○9番(酒向弘康君) 5つの支援ロボットということでありまして、今回は、3台。 確か、私もこのセンターにいったときに、見守り君というような名前で呼ばれていた と思うのですが、それなのかなというふうに思っております。

これは、自治体の持ち出しゼロの国の事業ということでありますが、町内に介護サービス事業所というのは多くなってきている中で、1カ所のみの事業所が助成を受けられる手を挙げたということでありますが、申請が少ないように感じるわけなのですが、この事業の広報はどのようにされたのか、また、近隣の自治体が、この事業に取り組んでいる状況について、お聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 今回の事業の周知、広報につきましてでございますけれど も、この補正の関係が、昨年度末に早急に行われたということもありまして、特別な周 知は図っておるわけでございませんですが、介護保険事業所等につきましては、町から こういう国の制度ですとか、制度改正等がございましたら、メール等によりまして、各 事業所に配信をして、事業への参加ですとか周知を図っているというところでございま す。

今回につきましても、そのようなルートの中で手挙げをいただいたということでございます。

確かに、1カ所だけということでございますが、当初は、かなり大きな金額が提示をされたわけですが、手挙げが全国的に多くて、実は、当初は300万円という、1事業所ということでございましたので、逆に、金額が大き過ぎて手を挙げなかったというところもあるのではないかと思いますが、最終的には、多数の応募があったということで、92万7,000円に引き下がったということで、実質的なところでは、まどかさんに行けば3台の導入ということになったわけでございます。

近隣の状況でございますが、岡崎市では、一応、2施設で申請がございまして、移乗

支援と見守り支援を各施設でやられたということを聞いてございます。西尾市では3施設、見守り施設の導入が2施設と、コミュニケーションロボットの導入が1施設、申請があったということでございます。

蒲郡市では、2施設で、介護者の動作を補助する介護スーツを導入というのと、それから、見守りシステムの導入するというのが、それぞれ1施設あったということを聞いてございます。

- ○議長(浅井武光君) 9番、酒向君。
- ○9番(酒向弘康君) 目的の中に、国の介護離職ゼロということをうたったものの中での 事業かというふうに思いますが、本町としての介護離職ゼロに向けた施策をどのように 進められておるのかという点と、こういった購入、補助金、自治体独自の制度としても 取り組んでいるところも多く出てまいりました。

幸田町、本町独自の補助制度に取り組む考えについてもお伺いをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 国が目指しております介護離職ゼロということで、この一環なのか、その辺については、十分、確認は取れていないのですけれども、介護離職ゼロというのは、これは、実は、介護をされる御家族の方で、介護を理由に会社を辞められないようにするということが、介護離職ゼロという目的でございますので、その点では、ほとんど、現在、お勤めの会社での介護に向けた環境整備というのが、大きな目的でございますので、その点については、国のほうが、実は、いろんな施策を行っているということで、本町としては、介護離職ゼロについての特別な、現在、特に事業は行っていないというところでございます。

それとは別に、この事業につきましては、新しく打ち上げて、これは、介護職場で働く職員に対する軽減という形で導入されているものでございますので、これについては、事業の目的であります多額の費用がかかることを軽減するということが一つの目的のように、やはり、大きな費用がかかるという点では、本町としては、独自事業については、今のところ考えてございませんけれども、今後、国のほうでどのような補助制度等が復活というのですか、継続するようなことがありましたら、これにつきましては、引き続き、事業については、事業所等に通知、伝達しながら、多くの事業所が参加していただくように努めていきたいと、このように思っております。

○議長(浅井武光君) 9番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、昼食のため休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番(中根久治君) ふるさと納税業務についてお伺いします。

幸田町もふるさとう納税というとてもおいしい果実、金の成る木を、また、補正を組

んで本格的に取り組むことになりました。

昔からうまい話には裏があるというふうに言われております。

税金に弱いので初歩的な質問をさせていただきます。

まずは、幸田町外の人が、仮に、幸田町に1万円のふるさと納税をされたとすると、 その1万円は返礼品と事務コストを差し引くと、幸田町には、実質、どれだけの寄附金 収入として残りますか、そのことについて、お願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 寄附金収入につきましては、まず、予算ベースでございますが、 1万円の寄附額に対しまして、幸田町では5,000円の返礼品、こちらには、送料と か手数料とか込みでございますが、5,000円の返礼品、それから、システムの利用 料とか、利用のポイント、決済手数料などで約1,500円、残額が3,500円が、町 の実質収入額というふうになります。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) その1万円の寄附者が、住んでいる自治体は、寄附者への寄附した 年の所得税の控除額、並びに、翌年の住民税の減額はどのくらいになるでしょうか。 収入は、平均世帯として、お願いをします。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 今、言われました税金の控除の内訳につきましては、申告の仕 方で変わってまいります。

まず、確定申告をされる場合でございますが、確定申告をされる場合ですと、1万円の寄附でございますと、所得税の控除が800円、それから、住民税の控除が7,200円ということで、最大の控除額は、合計で8,000円ということで、本人の負担が2,000円というような形になってくるということでございます。

住民税の内訳につきましては、町税が6割ということですので4,320円、それから、県税が4割ですので、2,880円という形になります。

また、確定申告不要のワンストップ特例、5つの自治体までの寄附で、医療費控除等の確定申告、そういったものをしない方が利用できるワンストップ特例でございますが、こちらにつきましては、所得税の控除がなくなりますので、全額翌年度の住民税控除という形になるということで、こちらにつきましては、町税が6割で4,800円、それから、県税が4割で3,200円、合計で8,000円ということで、本人さんの控除額としましては、どちらでやられても8,000円は変わらないということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) そうしますと、1万円を寄附した人から見れば、幸田町にふるさと 納税をして、返礼品を受け取り、税額控除もあるとすれば、実質的な自己負担は、どれ ほどになるのか、また、どのくらいのプラスになるのかについてお願いをします。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 幸田町に1万円の寄附をされた場合、今、御説明いたしましたように、8,000円の税額控除が受けられるという上に、返礼品が受け取れるということになると。

本町の場合は、返礼品自体は、1万円の寄附であれば、4,000円程度の返礼品ということになりますので、差し引きしますと2,000円のプラスになるということになります。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) この返礼品がもらえるというおいしい寄附がある一方で、本当に寄 附を必要としている昔からの寄附を頼りにしている活動、社会福祉法人、例えば、赤い 羽根運動などもそうですが、そういった、または、NPOなどの団体への寄附集めに、 こういうものが影響を与えていかないのかということについては、どういうことでしょうか。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) このふるさと納税制度、これが、開始されましたそもそもの理念といたしましては、就職や進学、そういったことで転出をされた方々が、生まれ故郷に直接納税をして恩返しをしたいと、そういった思いを実現するために設けられた制度だということで、もともとの趣旨はそういうものであったということでございます。

しかし、実際の最近のふるさと納税、このふるさと寄附、こちらのほうの寄附者の多くは、言い方は悪いですが、返礼品目当てにて寄附を行っているというのが大半を占めているというのが現状でございます。

いずれにしましても、御指摘されました社会福祉法人だとか、NPO団体、そういったものを応援するために寄附をされている皆様と対象は異なっていると、返礼品目当てにやられる方と、そういった社会福祉法人を支援したいという方は、別の方であろうと、基本的にはというふうに考えておりますので、実際に、このふるさと納税でのそういったところへの影響というのは、余りないというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 対象が異なっているという意味がちょっと理解できませんが、もちろん、赤い羽根にしましても何にしても、とにかく全国民対象でやっているわけでございますので、それが多額な寄附になるかつながるかは、それだけ寄附するならふるさと納税へということも理念的にはあると思いますが、異なっているわけじゃないと思いますので、もうちょっとそこのところ詳しく、どういう影響があるのかということでお願いをいたします。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 実際、これが影響があるないかといわれますと、私どももわからないという部分もあるのですけれども、実際には、そういったNPO団体だとか、そういった社会福祉法人の団体が、そういった寄附が集まらなくて困っているというようなお話は聞いてはいないという部分がございまして、このふるさと納税の制度、最初の理念からは大分かけ離れてきまして、やはり、返礼品合戦というようなこともありまして、やはり、返礼品目当ての方というのは、数多く寄附をされているというのは実態であろうと。

ですから、その社会福祉法人を支援していこうという方々が、こちらのほうに皆さん 寄附されるということは、余り考えられないというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 悪貨は良貨を駆逐するという言葉がありますが、まさにそういう形で、こういった昔から本当にこういった社会福祉法人のように、昔からの寄附を頼りに活動しているところに、何か影響を与えるようなことがあっては、それは、まずいなと思いますので、その部分についての考えておいていただきたいというふうに私は思います。

幸田町は、不交付団体ですから、このふるさと納税が拡大していく中で、どのような 影響があるというふうに思われますか。ふるさと納税、幸田町にとってどういう影響が あるかということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 委員が言われるように、幸田町は不交付団体ということでございます。

町内の方が、町外へのふるさと寄附を行うことによりまして、当然、税収というのが減少するということは事実でありまして、これが、交付団体であれば、普通交付税で75%が補填をされるというものでありますが、不交付団体につきましては、そういった補填というのは、一切ないということで、幸田町の方が、よそに寄附をされた場合は、まるっと減収になってしまうということでございます。

そういったこともございまして、町としましては、ふるさと寄附の返礼事業を実施しないと、どんどん減収はするということで、補うことができないということでございます。

ちなみに、平成27年中の寄附に対する減収、平成28年度の税への影響でございますが、1,769万円が町税が減収したと。その前の平成26年中は、平成27年度の減収でございますが、こちらは、210万円の減収であったということで、平成26年から平成27年で8.4倍もふえているというのが実態でございます。

これにつきましては、拡大の一途、このふるさと納税、今すごく人気があるということで拡大の一途でございますので、次年度もさらに拡大がしてくるであろうということになると、不交付団体にとっては、どんどん減収幅が大きくなるということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 不交付団体にとっては、減収を避けるために、やっぱり、このふる さと納税の返礼品競争に参加せざるを得ないと、そんなような形かなと思いますが、こ れは、本来の趣旨かなというのが、とても気になっておりますので、そのことをお伺い をしました。

幸田ふるさと基金寄附金パートナー事業について、次にお伺いをします。

つまり、募集要項によりますと、パートナー事業者は、及び、返礼品の決定は幸田町 が行うのだというふうにされています。

つまり、返礼品については、幸田町が選んで特産品として認めたものであると、その 品質も幸田町が認めたものなのです。

つまり、パートナー事業者に認定されることは、幸田町の補償する事業者ということ

になるということの認識でよろしいでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) パートナー事業者の募集につきましては、商工会を通じて、館員の方にチラシを配布したり、あと、広報やホームページ、こういったものを使いまして、広く募集のほうを行いました。

また、JA等、各事業所にも直接アプローチをさせていただいたところでございます。 このパートナー事業者につきましては、協力事業者という考え方をもっておりますの で、そういった形で登録をさせていただいて、返礼品を役場のほうと事業者の方と話し 合って決めさせていただいているというようなことでございます。

事業者につきまして、幸田町が補償をするというものではなくて、また、品物については、幸田町が品質の保証をするいうものではございません。

事業者みずからのプライドにかけて返礼品を送付していただいているということで、例えば、品質等に問題があれば、御自身で解決をいただくというようなことで、例えば、問題が多発するようであれば、パートナー事業者の登録を解除させていただくというようなことで考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 幸田町のパートナー事業者になられた方のホームページを見ますと、パートナー事業者になったよというような形で、それをPRしていくと、そのことが、 うちの商品の品質よさを幸田町が認めたというようなニュアンスに務めるようなことが できるわけです。

そのことを随分、心配しているわけですが、このことは、返礼品の要件に満たし得ない、必死に努力している事業者にとっては、差別化に当たらないかなということを思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 差別化ということでございますが、こちらのほうとしましては、幸田町内の事業者さんであれば、皆さん、参加していただきたいというふうに考えておりますので、そういった御相談をいただければ、どしどし加わっていただきたいというふうに考えております。

差別化、あと、あくまでもパートナー事業者は、協力者であるということでございますので、せっかく協力していただいているということは、どしどしPRをしていただくのは、結構でございます。

それによって、例えば、企業のほうのイメージが上がるのであれば、それはそれで、 幸田町の企業は発展していくということで、全然問題はないかと思っております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 建前は、協力者というふうに私は要ると思いますが、でも、現在、ホームページ上にのっかっているようなパートナー事業者の宣伝振りはそうじゃないなというふうに私は思っております。

町内の生産物のうち、一部がブランド化していくと、ますますそういうことが進んでいくようになる。それが、勝ち組になる。そうじゃないところが残り組みとなっていく。

そういうことを、町もそれを何となく町が仕向けているような傾向に見えないかなとい うことを悩んでおりますので、その点についてお願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) もし、ふるさと寄附を行うことによって、そういった、もし、 ブランド化が進むようであれば、大変、これはうれしいことであろうと、幸田町の企業 の製品がブランド化されていくというものであれば、大変、うれしいことであろうと考 えております。

ほかの事業者さん、例えば、参加しない事業者さんにも、どしどし参加していただき、 同様に成功するように努力のほうを促していきたいと、そういった人気が出るような商 品、そういったものもできれば開発をしていただきたいというふうには思っております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) それの選定は、町が行うというわけですが、具体的に言えば、幸田町のどなたが、この形を認定していくのかということについて、詳しく、再度、お願いをします。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 基本的には、所管課では総務課のほうで、その辺の判断をさせていただいておるわけですけれども、最近でもそうですけれども、例えば、町外の事業者でも幸田町でふるさと納税の返礼品に参加したいというような方もあるわけですけれども、そういったものに関しては、幸田町の考えの中で、幸田町内の事業者、こういったもののPRや発展、そういったものを考えて行っている事業だということでお断りをさせていただいているというのが実態でございまして、町内の事業者さんで参加したいということで、確実に返礼品のほうを送付していただけるということであれば、どしどし参加していただくという方向で、極力、パートナー事業者に認定するというような形では考えて事業のほうを行っております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) としますと、その事業者、または、その製品の価値判断は、幸田町 の総務課が行っているという判断でよろしいですか。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 総務課のほうで判断のほうをさせていただいて、パートナー事業者として登録のほうをさせていただいているということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 前からも出ておりましたが、いわゆるパートナー事業者になると、 その返礼品は、定価で要するに取り引きできるというのがあります。
 - 一般にこの商品は定価ではないと、何割か引かないといけない。ところが、パートナー事業者になれば、その商品が定価で取り引きされていくようになると、とてもおいしい条件だなと、宣伝も販売もあっせんも町が一部加わってやってくれる、とてもパートナー事業者になりたがっている人が多いのではないかと思いますが、その現状についてお聞きをいたします。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。

○総務部長(山本富雄君) こちらのほうのパートナー事業者につきましては、そういった 説明会等も行って、募集をかけて行ったということでございます。

現状、今、パートナー事業者につきましては、9社、幸田町のほうは参加をいただいて行っておりますが、申し込みをされた方は、全て登録をさせていただいていると、断った事業者は1社もないということで、こちらのほうとしては、もっともっとふやしたいとは考えておりますが、希望された方が、トータルで9社しかなかったということでございます。

それから、定価での取り引きということでございますが、寄附に対する返礼品の割合の考え方、定価という部分もありますし、例えば、多少値引きをしていただくというようなこともございますので、その辺は、パートナー事業者の方と、町のほうで話し合いをして、協力をいただいているということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 前も出てきましたけれども、岡崎市と幸田町では、返礼品の価格が 設定が違いますよね。

岡崎市は40%で、幸田町は50%、これは、要するに、返礼品競争を勝ち抜くための10%増なのか、それは、ほかの市町とこういう条件が違うから50%にしたのだという、その設定の仕方についてをお願いいたします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 寄附額の設定につきましては、市町村独自で設定をするという ことでございます。

幸田町は、返礼率、郵送料込みで50%ということでございますが、幸田町は、事業開始自体がよその市町村より少し遅かったと、ことしの5月ということで遅かったということもございまして、送料込みで50%ということで、多少、いい返礼率というようなことで行っているということでございます。

ほかの市町村、全国を見ますと、さまざまありまして、その返礼率が20%のところ、30%、40%、それから、高いところですと、80%とか、インターネットとか見ますと、一番高いところですと、160%の返礼率というところもあるということで、信じられない数字ですけれども、インターネット上では、そういうような数字も出ておるということでございます。

例えば、岡崎と幸田を比較した場合、例えば、とげなしヴィーナスという、これも岡崎も幸田も両方とも出しておりまして、お互いに5キロのものを出しておりまして、これは、岡崎も幸田も1万円の寄附に対して5キロのとげなしヴィーナスを返礼品で出しているということですので、例えば、その部分で見れば、同じ返礼率だとなりますが、返礼品、同じものというのは、ほとんどないものですから、いろいろ差が出てくるということでございます。

ちなみに、岡崎市さんもうちとほぼ同時期に始められた、ことしの4月27日、うちは、5月2日ですので、同時期に始められたということで、岡崎は、先ほど説明しましたが、返礼率は40%ということで始められたのですけれども、8月14日現在の数字は、岡崎市さんにお聞きをしたのですけれども、ふるさとチョイスで、岡崎市のほうは

行っているわけですけれども、寄附額が831万円ということでございます。

例えば、返礼率の差、そこで差は出ていると思うのですけれども、それだけではなくて、例えば、ふるさとチョイスで岡崎はやっている、幸田町は楽天でやっていると、これも、当然、その差にあらわれているのかなと、それから、返礼品のラインナップ、これももちろん差が出てくる一つの要因だろうということでございますので、いろんな要因が重なってこういう差になってはおると思いますけれども、返礼率というのを、やはり、これを推進していくためには、かなり大きなウエートを占めたポイントだと考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 周辺市町よりも、高い50%という返礼率をもって、競争に参画しているわけですが、そういうこのふるさと納税、それぞれいろんな問題点があるというふうに聞いておりますので、町として、余りえげつないことのないように、つつましやかにやっていただきたいと、私は思っておりますので、その辺のポリシーについて、まず、最後にお聞きをしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 余りにもむちゃくちゃなことはするつもりはもちろんございません。

例えば、全国を見ますと、自分のところにそういった工場も会社もない、そういった 返礼品を出しているようなところ、そういった市町村もたくさんあります。

全く、ふるさとの品物と関係ないような返礼品を出していると、そこまで節操のない ことはするつもりはもちろんございません。今のところ考えていません。

ただ、幸田町は、不交付団体、最初にもお話があったのですけれども、不交付団体であるということであります。

法人町民税、この一部国税化、こちらにつきましても、国の制度でどんどん召し上げられる。このふるさと納税につきましても、国の制度で不交付団体に関しては、補填もなくどんどん減少になっていくと、手をこまねいておったら、どんどんそういった減収になるということで、不交付団体いじめをされているというのは実情です。

それに対して、少しでも抵抗ではありませんけれども、財源を確保していくということで、極力寄附をたくさんいただけるというような形も、そういった形で推進していきたいと、もちろん町内の企業のPR,そういったことももちろん行っていたわけですが、財源の確保、こちらも積極的に行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) ふるさと納税で、新しい財源を確保して、これでいわゆる減税分を 補填しようと、そういう意欲はわかりますが、それだけかと、なぜ、このふるさと納税 だけに頼るのかという部分が気になっておりますので、部長さんが湯気が出ておるほど、 ふるさと納税については熱が入っていると思いますが、もう少し、やっぱり、冷静にな って考えていただけるようにしてほしいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 冷静になって、少しでも財源の確保、これについては、なかな か税収も伸びていかない状況でございますので、少しでも財源の確保を行いつつ、余り 乱雑にならないようにやっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、15番、水野千代子君の質疑を許します。

15番、水野君。

○15番(水野千代子君) 引き続き、ふるさと寄附業務についてお伺いをいたします。 まず、ふるさと寄附の件数金額は、午前中のほうでお聞きをいたしました。8月末で 1,835件、7,588万円ということでお聞きをいたしました。 返礼品の人気ランキングをお聞かせをいただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 返礼品の人気ランキングでございます。

まず、件数のほうのランキングから説明させていただきます。

まず、件数で1位が夢やまびこ豚、こちらのほうが292件、それから、2位がエアウィーヴピローS-LINE、これが256件、3位がエアウィーヴシングルで、211件、4位が幸田町産のナシ5キロ、これが199件、5位が幸田町産の桃3キロで148件、これは、件数のランキングとなります。

それから、金額のほうのランキングでございますが、1位がエアウィーヴシングルで 3,420 万円、2位がエアウィーヴピローSーLINE、1,124 万円、3位がエアウィーヴスマートシングルで 756 万円、4位がエアウィーヴポータブルで 340 万円、5位が夢やまびこ豚で 302 万円ということで、金額につきましては、やはり、エアウィーブの返礼品というのが、高額のものが多いということで、こちらのほうの金額が大きくなっているということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- 〇15番(水野千代子君) 今、件数の1位、2位、3位、5位までお伺いをし、また、金額 のランキングもお伺いをいたしました。

今、部長が言われたように、やはり、手軽というのでいいますと、やはり、夢やまび こ豚が、やっぱり、件数としては多いのかなというふうに思います。

金額的にいいますと、寄附が大きいほど、やはり、返礼品も大きくなってくるので、 こういう形になってくるのかなというふうに思っております。ともに、幸田町産でござ いますので、夢やまびこ豚は、本当に私も大好きなものでございます。

エアウィーブに関しましては、なかなか高額でございますので、私も幾ら町内で売っているといえども、実は、使用しておりませんが、やはり、こういうランキングなのかなというふうに思っております。

次に、寄附金を使う事業でありますが、先ほど、午前中の答弁でもございました。

まず、1位が安全、安心に関する事業ということで、2番が町長にお任せ、3位が教育文化に関する事業、大規模改修に備えての基金に充てていくということでございました。

先月の8月28日にテレビ愛知のサンデージャーナルで、県内の自治体の税金、また、 不交付団体などについて、自治体を紹介しておられました。

そこで、ふるさと納税、返礼品について、幸田町が紹介をされておりました。

たまたま、私もその番組を見たわけでありますが、町の職員が幸田町を紹介をされて おりました。

今後、ふるさと寄附金はふえてくるのかなというふうに、先ほどの午前中のほうの答 弁にもありましたように、11月、12月も寄附額がふえてくるのかなというふうに思 っております。

今回の補正ですが、やはり、このふるさと寄附の業務が、やはり、最終的には、町民への還元ができるような事業にしていただけなければ、仕方がないのかなというふうに思うわけでありますので、やはり、踊っているだけではいけないのかなというふうに思っておりますので、やはり、地に足のついた、町民の人たちにこういうことでやって安全、安心、道路整備だとか、そういうこともやりますよ、大規模改修、教育の学校の大規模改修もこういう形でやりますよという、そういうことを、やはり、還元できるような周知できるような、そういう私はふるさと納税のふるさと寄附にしていただきたいと思うわけでありますが、その辺について、お考えをお聞かせください。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) ふるさと納税の還元、寄附金の使い道ということでございますが、今回の補正においては、先ほども説明させていただいたとおり、生活道路の整備工事だとか、学校等の増築等、そういった教育事業、こういったものに、今回は、とりあえずさせていただいたということであります。

実際に、今回、大きな補正額をさせていただきましたが、先ほども説明しましたが、 実際に、これがどれだけ集まるのかというところは、まだ、見込めない部分もあるとい うことでございます。

ただ、ある程度の寄附が集まるということであれば、例えば、この次年度の新規事業、 こういったものにも積極的に使っていきたいというふうには思っております。

せっかくの寄附金、また、使途の使い道、こういったものに関しましては、周知のほうも当然行っていくということになりますので、ホームページ、そういったものでも周知を図っていくと、寄附いただいた方にも、こんなことで使いましたよということを、ちゃんとお知らせしていくというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) ぜひとも、そのように使っていただきたいと思います。

2番目には、町長にお任せというものもありますので、新規事業等ということでございますので、これも、しっかりと検討をしていっていただきたいというふうに思います。 次に、次世代産業の創出事業についてお伺いをいたします。

これは、国からの地方創生推進交付金、300万円と、民間事業所からの協力金、300万円で、自動走行関連技術、新産業創生調査検討業務委託料として、600万円が計上をされております。

その詳細について、お伺いをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) ただいま、お尋ねにありました今回の新型交付金につきまして、自動走行関連技術新産業創生の調査検討の業務の主な業務の内容でございますが、 目的的には、地方創生推進交付金を活用して、将来の自動走行導入に向け、町民の理解 を深めるためのイベント実施のほか、自動走行活用したまちづくりの検討を行うという ものを目標としております。

事業の主な内容につきましては、4事業ございます。

1つは、一般道の自動走行における住民周知、社会需要性浸透事業というものを考えておる次第でございます。

2つ目は、既に民間が所有している幸田町の高精度の3D地図整備事業を国土地理院 による公共測量に耐えれるものにするコンバート事業が2番目でございます。

3番目には、地図の利活用による住民サービスの向上を検討する事業を考えている次 第でございます。

4番目は、自動走行の関連技術は、IT、IOTの技術を活用した農業への技術転用の可能性の検討の調査を行う予定で、以上、4つの事業を予定をしている次第でございます。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 今、4項目の事業を考えているということでございます。

一般道の云々と民間の3D地図を活用する。また、地図の利活用、そのほか、4番目としては新産業の活用ということを、検討したいということでございます。

新産業というと、今年度、視察を行かせていただきました北海道のほうで、自動走行のトラクターを視察させていただきました。

そういうことも、一応、事業のやっていくという、考えていく、検討していくという、 こういうことを考えておられるということを理解してよろしいでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) ただいま、議員が申されたとおり、新産業創生として、北海道で行っているような大規模なトラクターに、自動走行をさせるということは、幸田町の実例では、なかなか難しいというふうに考えておりまして、例えば、イチゴのハウスだとか、ナスのハウス等々の小規模な圃場における自動走行の作物の自動搬送装置等々をイメージをしているところは、現在、検討の中に入っているということを御報告させていただきます。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) わかりました。

8月2日の地方創生特別委員会の協議会のときも、そのような、今後、検討するという大まかな資料が出されたというふうに思っております。

その中の資料の中にも、町民の理解を深めるためのイベント実施のほか、名古屋大学との連携により、自動走行を活用したまちづくりへの検討を行うということでございました。

今後、6月22日で町で実施したイベントというような、ああいうものが、今後、予

定されているかどうかというのをお聞きをいたします。

それと、あと、県内には、本町のように自動走行の実施をプロジェクトに選ばれている、指定されている実験をしている、そういう市町が15市町あるというふうに思っておりますが、その他の幸田町以外の自治体との連携とか、報告会みたいなものとか、そういうものというのはあるのでしょうか、お聞かせをください。

- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) ただいま、議員から質問のありました住民の参加型のイベント、前回6月22日には、町民会館の駐車場において、住民の皆様方に乗っていただいたということを行いました。

今後は、現在、県警本部と連携をしながら、公道で可能なという場所の御指導をいただいて、そこで、町民の皆様方に、自動走行の体験をしていただき、自動走行の可能性を精査をしていくものでございます。

次に、私ども、愛知県も自動走行の関連の事業を行っており、15市町村の中の一つ として、幸田町が選ばれ県内では、トップで幸田町で、自動走行の実証実験を行ったと いうことでございます。

15市町村の自治体とは、県の連絡協議会というのが県がつくってございまして、その県の連絡協議会に幸田町も参加をさせていただいて、前回の幸田町のイベント等々の実態を事例報告として県にも報告をさせていただいて、15市町村でそういう情報を共有する、そのようなことを、県の指導のもとにおいてやっている次第でございます。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) わかりました。チョウザメと一緒で、やっぱり、これも長い年月 がかかるのかなというふうに思うわけでありますが、大体、どのくらいのスパンで考え ておられるのかお聞かせをください。
- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) 本事業は、地方創生推進交付金における横展開タイプという ところで、今回、応募をする予定でございます。

横展開というタイプは、事業の計画期間が3年度以内ということで定められておりますので、3年の中で行う事業ということで、タイムテーブル的には、現在、計画をつくっているところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) わかりました。

次に移ります。

介護保険事業について、お伺いをいたします。

介護業界では、重労働や長時間労働などから、離職率も高いことが問題視をされております。

それで、今後、介護ロボットに大きな期待をされているところだというふうに思って おります。

今回は、国の交付金100%でまどかの郷に介護ロボットが導入をされます。どのようなロボットかというと、先ほど、午前中のほうで答弁をしていただきました見守り支

援をするロボットだと、ベッドから落ちるのを見守っていくということでございます。 ベッドにセンサーをついたロボットだというふうにお聞きをいたしました。

私も実は、介護施設ではないのですが、介護病院、医療病院、そこで、このセンサーをつけたベッドというわけではないのですけれども、私が見たのは、ベッドからおりるとセンサーが鳴るという、マット式のものを両サイドに置いていたというのを、先日見た覚えがあるのですが、そういうものなのでしょうか。

例えば、ベッドに何かを取りつけているのか、ちょっと私のイメージがなかなか湧かないものですから、もう少しできましたら、詳しくこういう形のものでベッドをつけるものだよだとか、私が見たようなそういうマットみたいな、それがセンサーがついていて、詰所へ電気が入るという、そういうものなのか、もし、詳しくわかるようでありましたらお聞かせをください。

- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) ただいま、委員の言われたように、慎重に期間を限定されて おりますので、効率的に事業を進める予定でございますのでよろしくお願い申し上げま す。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 今回、まどかの郷が導入するロボットというのですか、センサー式もございますけれども、ベッドの両側にセンサーを置いて、その上にシーツとか何かを置くのだと思いますけれども、それで寝返りとか打つと、その上に乗ると、重さを感知をしてセンサーがつくというようなタイプでございますし、もう一つ、今、委員が言われたとおり、マット式で下にあって、ベッドのふちに座り、かつ、マットの上につくことによって、ベッドのふちに座っていると確認できますので、そういう意味で、利用者さんが移動を始めたというのが関知できるというようなシステムだと、このように聞いております。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) わかりました。

この事業を、国は当初、1事業所に、先ほど、部長も言われましたように、上限300万円の交付金であったものが、全国からの要望が予想以上に多くて、1事業所の上限が300万円から92万7,000円という、ぐっと下がったようなものでございます。ということは、かなりの応募があったのかな、手を挙げた事業所が多かったのかなと思うわけであります。

その中で、幸田町は1カ所ということで、これもちょっともう少しできれば手を挙げていただければよかったのかなというふうに思うわけでありますので、やはり、先ほども答弁されたように、各事業所にもこの交付金が下がったということ、また、多分、これでどういう形になるかわかりませんが、多くの事業所がさらに手を挙げてくるのではないかなというふうに思うわけでありますが、それにしましても、この交付金というのは、来年度もあるかどうかというのを、今後、来年度と言わず、今年度でも、これは、平成27年補正予算ですので、平成28年度の補正予算であるかもわかりませんので、また、そういうあるということを聞いているかどうか、その辺のこと、もし、数字があ

りましたら、お聞かせを願いたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 当初の補助額300万円が927万円に減少したということになりますと、当初の予定よりも3倍ぐらい、事業所が手を挙げたというふうに理解しているわけであります。そういう意味では、人気がございますので、この事業の継続というのは、幸田町としてもしていただきたいと思っておりますが、平成27年度の補正ということでございますので、平成28年度の状況については、ちょっと入ってございません。

ただ、過去の経緯でいきますと、国も最近、年度末ぎりぎりというのが多いものですから、それに期待をしているというようなところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) まだ、国のほうは、平成28年度の補正はないようでございます ので、これも本当にぎりぎりという可能性もありますので、もし、そうなったときには、 幸田町内の事業所には必ず、実は、平成27年度補正もこうだったよということを詳し く説明していただいて、手を挙げていただけるように、ぜひともよろしくお願いを申し 上げます。

次に、道路整備事業についてお伺いをいたします。

4,000万円が、今回、補正で計上されております。主な生活道路の整備箇所をお 聞かせを願いたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 事業につきましては、そういうようなものが起こりました ら、幅広く、特に、特養ということで限定ではございませんので、幅広い事業所に案内 はかけていきたいと、このように思っております。
- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 土木費の道路整備に事業のほうの補正予算、4,000万円ということでございますけれども、近年、舗装の路面の損傷がかなり傷んできているということから、順次、幹線道路については、社会資本整備総合交付金でもってそういった舗装の修繕を行っているわけですけれども、なかなか、本年度も含めて予算が厳しい状況で、国のほうがなかなか充当が難しいような状況になっています。

また、そういった面では、単独でも検討しなくてはいけないような時期にきているのかなというところら辺がある。

また、生活道路、いわゆる細い道路についても、劣化がかなりあるというようなところから、地元要望を5月に取りまとめておるわけですけれども、かなり、舗装面での要望が多く出てきているということで、こういったことも含めて、国の補助金を見込めないような部分については、単独でもって1、2級町道であっても、延長を短くしながら、全幅員をやらなければならない分がございますけれども、また、延長もかなりやらないといけないところもありますけれども、短い区間が応急的というのもあれですけれども、舗装の打ちかえをやっていったらどうかということで、補助金採択を待つのではなく、今のところ、安全性とか緊急性を配慮して、補正での対応を急遽させていただこうとい

うことでございます。

財源的には、先ほど、総務部長が申し上げたように、ふるさと寄附金も充当で、そういった面でも、そういった部分の対応をしたいなと、具体的に、箇所につきましては、今、申し上げたような、まずは、例えば、長嶺大草一号線のいわゆる橋梁の取りつけ部分、これについては、前後がかなり傷んでいるものですから、これは、資本を待つのでなく、数十メーターしかできませんけれども、そういったものを対応したり、または、坂崎野場一号線の鷲田地内とか、例えば、野場横落線についても、岩堀地内では若干傷んでいるところが多いものですから、そういったところを局所的にでも取り組んだり、また、芦谷高力線の鷲田地内、また、芦谷深溝一号線の深溝地内といったような、まだ、箇所的には具体的にしっかり積み上がっていないので難しい面がございますけれども、そういった幹線道路も含めて、なおかつ、生活道路、いわゆる4メーター程度の狭い道路につきましても、今、各行政区からかなり上がってきておりますので、そういったものを緊急性と、そういった安全確保、そういう要望、そういったものを優先的に取り組んでいくというような形で、補修修繕にこれを充当していきたいというような考え方でございます。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) ありがとうございました。

本当に道路は、国道、県道、また、町道、いろいろございますが、やはり、本当に安全性、緊急性を要するところを、やはり、優先してやっていっていただきたいというふうに思います。

本当に区のほうから要望、今、5月に要望が出されるということでございますが、5月に要望を出されて、それで、今、まだ、数カ月しかたっておりませんが、大体、今でどのくらい要望に応えられているのか、また、毎年、1年間を通して区長からの要望がどのくらい答えられていかれるのか、また、次年度に引き継ぐというところもあるかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 今、地元要望の取りまとめを行って取り組んでおりますけれど も、この舗装の修繕につきましては、当初予算から、もう一度、見直しながら、今、箇 所を検討しているという状況でございまして、現在、当初予算も含めますと、件数でい きますと56件ほど、地元要望で挙がってきております。

事業費ベースでいくと、1億3,000万円ほどいってしまいますけれども、そういったものがある中で、今回、この補正も含めて、現場で対応しておこうという形で、局地的でも取り組もうというのが、まだ、詰め切っておりませんけれども、おおむね、28件程度ということで全体で56件のうち28件ですから、ちょうど半分、そういうふうな形での対応をしていきたいなと思っております。

事業費ベースとしましても、1 億 3, 0 0 0 万円の要望に対して、本当に概算で積み上げてみますと、6, 9 0 0 万円ほどですから、5 3 %ぐらいの充当ということになるわけですけれども、なかなかこれも毎年、側溝も含めた要望としては、大体、要望全体額に対して、半分ぐらいが執行ができている状況です。補正を含めてですけれども、そ

ういった状況ですけれども、今回、舗装について、しっかり緊急性とか、場所、交通安全、通学路とか、そういった面も含めて、いわゆる舗装が傷んだことによって事故を誘因するということがございますので、そういった部分を含めたもので精査して取り組んでいこうということであります。

そういう面では、区長様方ともこういった要望の緊急性、重要性を相談させていただきながら、今年度の取り組みについて、おおむねこの28件で何らかの区長様方の要望に対してその緊急性、重要性を加味するとここは行うべきだと、今年度というような形での対応をさせていただきながら、調整をさせていただきながら、また、残った分については、今後の新年度とか部分、また、様子経過観察をしながら、対応したいというふうに考えておりまして、おおむね、要望に対しては半分ですけれども、実際の取り組みとして、緊急性としては、おおむね4,000万円の補正をいただければ、おおむね何らかの手はつけるのかなと、距離とか面積とかそういったものは十分ではないと思いますけれども、何らかの手をかけていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 区長要望に対して約半分ぐらいはできるであろうということでご ざいます。

やはり、その道路も、例えば、自転車通学、また、自転車通勤、自転車の活用もかなり多くありますので、自転車が通れる歩道と、そうじゃない歩道がございますが、やはり、自転車が隅のほうというのか、左側を通ったときにも、やはり、これも道路が傷んでいますと、やはり、事故につながりますので、自転車に対しても、やはり、安全性の確保ができるような、そういう生活道路の補修をしていっていただきたいことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 今、言っていただきましたように、道路については、車と歩行者と自転車ということでありまして、特に、車道の舗装面が傷んでいるだけで、歩道への影響とか、路肩への影響とか、こういった面もありますので、これは、全体的に考えながら、また、通学路とかそういった部分での交通量も見据えた上で、危険箇所、こういったものを舗装なり、舗装をやればラインも新しくなる部分もございますので、そういった面も含めて、何とか交通安全のほうへ対応できるような舗装の修繕を取り組みたいと思っております。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野千代子君の質疑は終わりました。 ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時52分 _____

再開 午後 2時02分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。 13番、丸山君。 ○13番(丸山千代子君) まず、自動走行協力企業名と委託先について伺います。

それから、この交付金と協力金でありますけれども、この事業は、先ほどは3年間というようなことを伺いました。

既に、ほかの企業等も名古屋大学に委託をしながら研究を進めているわけでありますけれども、これは、1年度限りのものなのか、それとも、継続をして、今年度を加えるとあと2年、次の翌年度、翌々年度も同じ企業から協力金としていただきながら、委託をしていくのか、それについてもお答えいただきたいと思います。

次に、ふるさと納税についてでありますけれども、このふるさと納税につきましては、 皆さんがいろいろお聞きをされております。

今回、非常に強気の増額ということで、好調かということでありますけれども、8月31日現在で1,835件で7,588万円と、まだ1億円には達しておりませんけれども、しかしながら、10月に2倍、11月3倍、12月が5倍から10倍というように非常にこれから申し込みが殺到する予測を立てながら、総額で4億円という形を挙げられました。

それで、お聞きをするわけでございますけれども、返礼品を見ると、約半分ということからすれば、2億円の返礼品としてしなければならない、これが定価になるわけでございますが、幸田町の物産品、特産品、この額が4億円を組んで果たして返礼品が確保できるのかということでございます。

高額なエアーウィーブの商品だけではないわけでありますので、そうした点におきまして、幸田町の特産物が2億円、物づくりも含めて確保できるか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) 議員がお尋ねの次世代産業創出事業の協力金の相手方の企業 名でございますが、本年1月に自社費で幸田町の幹線道路を3Dマップを作成していた だいて、なおかつ6月22日に幸田町大規模三次元地図整備発表体験会を、また、自費 で開催された企業であります、名古屋市にあるアイサンテクノロジー株式会社という企 業に、協力金をお願いをするものでございます。

アイサンテクノロジー株式会社のほうからは、本地方再生計画に選定された暁には、 3年間の事業が確保されますので、その際には、3年間に当たり、年300万円を協力 金として納入いただくという御了承をいただいておるわけでございます。

そして、単年度事業ではなく、あくまでも今年度の実施計画を出しつつ、地方再生計画を内閣総理大臣に認定をされれば、先ほど申しましたが、3年事業は確実になるということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) ふるさと寄附の関係でございます。

まず、かなり強気な補正をさせていただいたということで、実際、すごく好調であるということでございます。

ただ、実際の寄附額につきましては、確かに上振れする可能性のある、また、下振れ することも考えられるということでございますので、できる限り、上振れに転じるよう に、一層の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

その推進の一つといたしましては、例えば、6月のときもそうでしたが、補正予算に て追加したことにつきまして、好評であるということを積極的に新聞等にアピールをす るというようなこと、実際に6月の実績ですと、新聞でアピールをぼんと載せていただ いたと、その日の寄附というのが、45件175万円の寄附をいただいたと。

当然、平日でございます。それまでの平日の1日当たりの最高額というのは、92万円であったと、それが、やはり、新聞にぼんと出たら175万円も寄附がいただけたというようなこともあるということで、こういったPRにも大きく影響して推進に図っていけるというような部分もあると。

それから、先ほど、テレビのお話もあったのですけれども、テレビや雑誌の取材、こういったものも積極的に受けて、テレビ愛知の夕方のニュース、ニュースアンサーというようなニュースの中でも放映していただきましたし、先ほど、紹介いただきましたサンデージャーナル、こちらでも放送いただいたと。

それから、雑誌、こういったものおきましても、ふるさと納税完全ガイドというような雑誌の取材も受けて、返礼品を紹介していただくというようなことで、一層、推進を図っていくと、PRをしていくということで考えております。

あと、返礼品について、これだけ伸びていってあるのかということでございますが、 確かに、ナシだとかブドウだとかモモ、こういったものにつきましては、全てソールド アウトということで売り切れになっております。

ただ、そのほかの返礼品につきましては、まだまだ用意できるというような状況にご ざいますのでよろしくお願いをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) この自動走行の研究費につきましては、3年間、これは、国の確定してからということでありますが、年300万円、そうしますと、3年間確定をすれば、例えば、このアイサンテクノロジー株式会社の場合ですと、900万円ということでなるのでしょうか。それとも、これは、3年間分の金額だよということなのでしょうか、それについて答弁がいただきたいと思います。

次に、ふるさと納税の返礼品の件でございますが、確かに、好調であれば、この農業の方も企業の方もそれだけ実績が上がるわけでありますので、また、幸田町への還元というものも出てくるかというふうに思います。

しかしながら、幸田町の農業というものも限りがあるわけでありまして、それと同時 に、申し込む方たちのニーズというものもあるわけでございます。

それが、一致しないと、結局、品切れでものが確保できないということにもなりますので、それを見越しての確保できるということが見越しての4億円という規模だったのかどうなのか、その点について、やはり、見込み違いと、幾ら好評でもものが返礼がなければ、これは、ふるさと納税が成り立たないわけですので、そうした点で、やはり、そうした2倍から3倍、3倍から5倍、5倍から10倍と、そういうふうに倍、倍、倍になっていくこともできないわけであります。そうした点で、やはり、幸田町の実績といいますか、そういうものを見ながら、やっていくべきではなかろうかなというふうに

思います。

また、やはり、幸田町の物産、特産物が全国に出て好調な売れゆきを示せば、また、 農業等の促進にもなりますので、それはそれでいいというふうに思いますので、そうし た点で、やはり、確実に確保できて、そして、好調というならば、万々歳ということに なるかもしれませんけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

次に、起債超過の件でございます。

説明では、7月の交付税の算定で、国から2,660万円起債超過を指摘をされたということでございます。これが、昨年度借り上げた減収補填債、16億円、この分が超過をしていたということのようでありますけれども、それですと、例えば、このときに、なぜ、わからなかったのかという点であります。そうした点で、なぜなのか、お聞きしたいというふうに思います。

- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) 議員からお尋ねの企業協力金でございますが、300万円を かける3年で、総額900万円の企業協力金を予定をしているところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、ふるさと納税の関係でございます。

実績を見てやっていくべきだという御指摘をいただきました。

そのとおりだと思いますが、今回の委託会社の楽天等に聞いたところ、もしかしたら 12月に10倍、下手すると15倍という市町村も去年ではあったというようなことを お聞きしました。

そうなってしまうと、今度、支払いができなくなってしまうということがありまして、 思い切って4億円という形に、今回はさせていっていただいたということでございます。

最終的には、実際、わからないというところもございますが、予算がなければ支払い もできなくなってしまうということで、とりあえず、今回、組まさせていただいたとい うことでございます。

あと、実際、このエアーウィーブは、好調であるということでございまして、ほかの 産品は、このエアーウィーブに引っ張られるような形で伸びてきているというような状 況にあるというふうに考えております。

それから、今後のことも考えた上で、幸田町は、農工商のバランスのとれたまちだということでございますので、企業の製品だけではなくて農業製品、こういったものもしっかりやっていきたいというふうには考えております。

それから、起債超過の関係でございます。

確かに、昨年度末、お借りしました16億円、減収補填債、こちらのほうが起債超過 をしていたということでございます。

なぜ、これがわからなかったのかということでございますが、実際に、起債を行った のが、3月31日借り入れを行いました。

あくまでも減収補填債ですので、減収した分の起債を借りるというものでございまして、その時点、借りる時点で減収は16億円を超えておるという見込みを立てて、この補填債の起債を借り入れしたわけですけれども、実際には、3月30日に企業からの確

定申告というものがありまして、減収が16億円を切ってしまったということでございます。

実際は、税務課、税のほうを徴収する税務課、それから、起債を借り入れる財政課、 こちらのほうで連携不足ということで、その超過したことを見落としてしまったという ことで、そのまま借り入れをしてしまったということで、それが、交付税算定の折に、 国のほうから指摘をされて、やっと気づいたということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 楽天の実績が、非常に年末になってくると多くなって、要するに 駆け込みということで多くなるよということで確保したということでございますが、し かしながら、エアーウィーブだけではないわけでありますので、そうした点で、やはり、 この2億円分の返礼がどうなのかというふうに思うわけでありまして、その点について、 非常にエアーウィーブも強気でやっておられるようでありまして、その分が確保できる と、こういうことで挙げられたというこの点については、本当に大丈夫かなというふう に考えられるわけでありますが、そうした点では、いかがかというふうに思います。

また、やはり、一旦、このエアーウィーブですと、これは消えものではないわけですよね。やっぱり、食料品とかそういうものについては、毎回、毎回、消費すればそれで次にまた同じようなものを消費するという形になりますが、実際にものになりますと、しばらくは、これは大丈夫なわけでありますので、こうしたふるさと納税が、いつまでも好調というわけには、なかなかならないというふうにもなります。

そうした点で、やはり、健全な財政運営という形であれば、やっぱり、こうした点で 息の長いものにしていく、そうした点でもこれは、もう少し研究する必要があるのでは ないかなというふうに思います。

それから、この繰り上げ償還でございますが、前年度、16億円借りてそのまま財調に積み立てたということで、それが、財源不足の減収分を16億円以上あったから、16億円借りたよということであったわけでありますが、しかしながら、企業からの税収が上がってきて、この分を指摘されたということのようでありますが、やはり、こうした幾ら減収であっても、その分を借りても起債は起債であります。借金は借金でありますので、そうした点で、十分、このようなことがないようにすべきではなかろうかというふうに思います。

以上で終わります。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、ふるさと納税でございます。

言われるように、本当に10倍だとか15倍となったときに、返礼品が普通に発送ができない可能性もございます。発送が少しおくれるだとか、もしかしてソールドアウトということも十分考えられるものでございますが、あと、議員が言われるように、果物など消えるもの、それから、工業製品の残るもの、ことしは、エアーウィーブが例えばすごく好調だと、これが続くかどうかというようなこともあり得るということでございますが、例えば、実際に残るものであると、リピーターに寄附を願えない部分というものも十分ありますが、例えば、エアーウィーブなど、高価であって、なかなか1年で家

族分の返礼をもらうなんていうことは難しいような高価なものだということであれば、 2年目、3年目もリピーターが寄附をしていただけるということもあり得るでしょうし、 もしかして、田舎の御両親にプレゼントするだとかいうこともあれば、さらに1年、2 年と寄附をいただける可能性もあるということでございまして、残るものでも十分、今 後も推進していけるというふうに考えております。

それから、もちろんエアーウィーブだけではなくて、この9月からお米、こちらのほうの返礼も開始しました。それから、幸田町内ほかにも企業がございますので、ほかの企業からも返礼品を募っているというような状況でございますので、よろしくお願いをします。

それから、減収補填債の関係です。

言われるとおりです。しっかり、本当は確認をして、超過になるというようなことはないようにしなければならなかったのですが、実際に予算を組んだときに、当初予算を編成したときに、財政調整基金の残高、9億円全額当初予算で繰り入れるという形で残高がゼロになるような形になってしまったということでございます。

財政調整基金がゼロになった翌年からの本当に当初予算を編成するのも大変なのこと になるということで、正直言いました無理をした部分もあって、借りられるだけ借りた ということで、その時点の減収の見込み額でマックスを借りたということでございます。

今後、もう少しこの辺も安全率をしっかり見て、対応のほうをしていきたいと考えて おりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(浅井武光君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) ふるさと納税の話になると、町長の顔がぱあっとゆるんでにこっと して、俺の成果だと、見え見えだと、そんなはしゃいでいてどうするか。

もっとあなた方自身が、そもそもの趣旨から大きく逸脱しているのだよと言いながら、 我も我も、我のところは5倍だ、10倍だと、それは後でまた触れる。

要は、委託料が65%なんだ。あなた言った、隣の岡崎は50%だよと、何でだといったら、幸田町は取り組みが遅かったものねと、そんなのは言いわけです。

要は、このふるさと納税の趣旨からいったら、幸田町で住民に役立つ仕事をやってくれと、基本的にはそういう内容です。

そうしたときに、じゃあ、どうしましょうかという点からいって、委託料がどんと取られて35%しか残らない、隣の市町、あなた、全国平均は40%ですよと、そういう答弁をされたよね。そこら辺はどうするのですか。我のところは5倍だ、10倍だと、予算がなくなってしまって大変だと、後で言うけれども、そんなことばっかりやっていてはあかんということなのだ。

きちんとそこの趣旨を生かした形の中で、私は返礼品はいかんとは言わない、いかんとは言わないけれども、委託料を含めて65%なんていうのは、異常ですよということを申し上げて、どうするのですか。

○議長(浅井武光君) 総務部長。

○総務部長(山本富雄君) 議員が言われるように、少し高めかなというふうには感覚もも ちろんございます。

ただ、どうしても、あくまでもそのこういった御寄附をいただくというためには、ある程度、目指す数字、そういったものも必要になってくるということでございまして、例えば、そういったもので見向きもされなければ意味がないとということもございます。ですから、必ず少しでも幸田町をPR、それから、幸田町の企業産品をPRをしていく上では、興味を持っていただくという数字でなければ、無理かなというふうに考えております。

実際に、経費が65%、これは、予算上65%で組まさせていただいております。ことし、ふるさと寄附を始めて1年目ということでございますので、予算上はマックスの 委託料を、今、組まさせていただいているということでございます。

その返礼品、よそは40%ぐらいですよと、うちは、50%だということで説明しましたが、実際には、企業さんにも協力をいただいて、安く入れていただくということで、実際の決算ベースでいきますと、もっと返礼品の率も下がってくると、実際には50%ではなくて、多分、42、3%ぐらいまで実際には返礼品の率も下がってくる。

それから、業者への委託、こちらのほうも15%、これマックスで見ておりますが、こちらのほうも、例えば、寄附される方が、どんなクレジットカードを使われるか、楽天のクレジットカードなのか、その他のクレジットカードなのか、それによっても手数料が変わってくるというようなこともありますので、マックスの委託料を見て、15%ということでございますので、こちらも、多分、決算ベースでいけば、もう少し下がるであろうというふうに思っておりますので、予算ベースでは65%と出させていただいておりますが、決算ベースでは、多分、55から57%ぐらいにはおさまるというふうに見ておりますので、これでいかせていただきたいと考えております。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 決算を見なくて、これぐらいだ、あれぐらいだというのは、これは とらぬ狸の皮算用といって議会を乗り切る。要は、そうじゃないでと、じゃあ、65が いかんから56でいい、57でいいという議論ではない。

本来の趣旨からいったら、65というのは、極めて異常だし、隣のまちが50だと、全国平均的には40だよといったときに、それに対する自分たちのポリシーは何なのか、決算を見てくれればいいじゃないかというのが、あなた方のポリシーかということなのです。

あなたが言われたように、これは、年末にかけて10倍だと、15倍だと、なるでしょう。私は、なるだろうと思います。何でかと、要は、この制度そのものが、当初の趣旨から大きく逸脱して、高額所得者、富裕層にとって一番おいしくなってきている。どんどん。

したがって、今から答弁をいただくのは、この関係でいくと、確定申告をする、そう したときに、税額控除という表現の仕方、結果的には、税額控除だけれども、所得控除 なのですよ。

所得控除をしたときに、年収500万円の人と、年収5,000万円の人と、どれだ

け違いますか、上限が設けられているけれども、どのくらい違いますか、同じパーセントですか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) もちろん500万円の人、それから、5,000万円の人では、全く当然違ってくると、上限の額が変わってきてしまうという、議員が言われるように、富裕層の方には、この制度というのは、たくさんの寄附ができるというような制度になっております。税金を納める額が少ない人にとっては、ほとんどこれは利用できないような制度にもなっているということでございます。

ですから、そもそもの趣旨からしますと、ふるさとを思うと、そういった気持ちで寄附をされるという趣旨のものということは、もちろん理解はしております。

ただ、現実問題として、今のこのふるさと納税というのが、こういった形、もちろんまちのPR、それから、企業のPR、そういったこともありますし、そういった財源を確保するというような目的で行われている部分もかなりあるということでございます。

それから、先ほどもちょっと説明したのですけれども、不交付団体にとっては、いろんなことで税のほうは削られてきているという部分もあるということでございますので、少しでもこういったものの財源の確保というものをしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

住民税の2割が。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) これは、ワンストップではないと言っている。所得税というのは、 ワンストップではない。

ワンストップは地方税だけだ。先ほど申し上げた税額控除という表現は気に入らないけれども、確定申告上は、税額控除ではなくて所得控除だと。所得控除をしたときには、100万円でも200万円でも控除対象になるけれども、みんな切られてしまうのです。金額と、あるいは、率が決まっている。それは、どれだけだということで、答弁を求めていても時間が過ぎるので、後でいいわ、委員会でやるわ、これは。

そうしたときに、この関係が6月議会にさらなる補正の追加があったといったときに、 今のような議論で、じゃあ、これどうやって使うのだと、使い道は何だと言ったら、場 当たりだがや、後づけでどんどん理由をつけているだけで、じゃあ、私のまちはどうし ましょうかという点でいけば、これは、尾張旭市がふるさと納税の使い道を具体化して きているのだと。

町長にお任せだといったら、ありがとうさんと言って、どこでも使ってもいいじゃないのですよ。お任せという選択肢で寄附されたら、じゃあ、その中で何をするのかと、福祉なのか教育なのか、あるいは、そういうところに、きちんとおいて、そういうものについては、基本的には地方税法の4条の5なんだ。指定寄附金なんだわ。負担付寄附。負担付寄附で、基本的にそれは、議会の議決を得なくてはいけないよと、それは、予算ですから、予算で議決すれば、地方税法の関係はクリアできる。そういう中で、具体的にじゃあ幸田が、どういう使い道についての選択肢をきちんと持っているかどうか、尾張旭市は、内容的にはきちんとしたおさえている。その上で、町長にお任せというもの

についても、場当たりで後で理由をつけていくようなことはしていない。場当たりと後づけ、これがなくてどうするのかということを申し上げた。

そうしたときに、あなた方は、6月の議会については、今後、検討しますということでしたよね。検討の結果、どうなのですか。要は、後づけですか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) こちらのほうの住民支援ということで、今回、いただいている 寄附をどういうふうに活用していくかということでございますが、今議会の補正でも出させております道路の関係で、生活道路、こういったものの整備、こういったものに、今回の寄附をされている方も最も多くが、そういった安全安心に関する事業ということで、便利で安全な道路の整備ということで、今回、4,000万円を挙げさせていただいているという部分、それと、教育文化に関する事業、こういったものにも、多くの方が使ってほしいということで要望されているということでございますので、そういったもの、ことしもそうですし、来年以降も学校の整備、そういったものも進んでいくということでございますので、そのために今回、基金のほうにとりあえず積ませていただいたということで、寄附者の要望を聞かせていただいておりますので、それに合ったようなものに極力使っていきたいというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) ですから、基本的に、あなた方自身にポリシーがないわけだ。後づけをしてどうやって流用、これを回すかということではない。

そうしたときに、この趣旨が、寄附される人の思惑というのは、いろいろとあるでしょう。返礼品目当てもあるだろうし、純粋な気持ちもあるだろうし、しかし、それを受けとめて、じゃあ、この金を町民の生活や行政の水準を上げていくためにどうするかという選択肢がきちんとないと、いや、住民要望が、だから生活道路を整備しますわと、その財源の中でやりました。これが、安心安全ですよ、そんなものどうにでもできる理屈。後づけの理屈は、幾らでもつけられるから、そうじゃなくて、初めからきちんとすべきだと、寄附者のほうが町長にお任せと、ああありがとうございました、私の自由裁量ですなんていうのは、全く出たとこ勝負。

だから、例え町長にお任せであったとしても、その中における選択肢は、行政として どうなのか、きちんとおさえてくれということを言っているのです。

ふえたと言って大喜びしてしまって、それで産品がなくなったらどうするかという、 基本的には、今、産品がやってきているのは、工業製品ばっかりじゃないか。そうでし ょ。エアーウィーブの高額商品にざあっと集中しているということは、新聞に報道して いるわけです。

新聞が報道があって、そういう、別にエアーウィーブがいかんと言っているのではない。そうしたときに、これだけの金額があったときに、幸田町の農産品は大丈夫かなんていうのは、そんなのは渡りに船だわな、こんな質問ありがとうございました。

だから、実態はそこではないのだと。

そういう点からいったときに、もうちょっと腹を据えて、ふんどしをしめて、この制度そのものは何なのか、50%を超える委託料、そして、使い道さえもきちんとしてな

くて出たところ勝負の後づけだと、こういう取り組みでは、あかんですよと、制度的に 富裕層や高額所得者優遇という点でいけば、日本の高額所得者、わんさかとおるわけだ。 2年、3年、幸田町がわあっとやっても、俺のところ順番が回ってこないという高額

所得者、富裕層はわんさかとおる。

そういう点からいったときに、高額な工業製品、それは、農工商、バランスのとれた 幸田町でございますと言えば、大義名分はたつ。

しかし、それが、住民の生活の感情から含めて、エアーウィーブの製品がふるさと納税でプラスに上がって、億というのを稼いでおりますわといったって、ああそうかですよ。

そうしたときに、農産品がどれだけかという点でいくと、もう少し軸足を置いて変えて、視点も変えて、ありがとうと町長の顔が喜びっぱなしだ、こんなことではあかんということを申し上げている。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 今回のふるさと寄附で生まれた財源の使途でございますが、後づけと言われてしまうとあれですけれども、実際に、今回の生活道路の整備、4,000万円を補正させていただいていると、これまで、こんななかなか大きな補正というのは、実際にできなかったということでございます。

それを、貴重な財源をいただいたということで、積極的にそういったところに補正のほうをさせていただいたということでございますので、今後もせっかくの御寄附をいただいたと分というのは、有効に活用できるようにというふうに、新規事業、当然、新規事業等を行ってまいりますので、そういったものを、こういった財源を、いろんな要望をいただいておりますので、こういったものを活用できるように考えていきたいと考えております。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) ですから、結局、ふるさと寄附がなかったら、4,000万円の生活道路の整備はできませんよというのは、これは後づけなのです。

ですから、そうした点でいけば、それじゃあ、生活道路の整備は基本的は行政の日常の基礎の基礎なのです。それに金を出し惜しんで、寄附があったからそれに回して4,000万円だという有効に生かすのだというのは、後づけのへ理屈ですよと。

だから、要は、私が申し上げたいのは、寄附者の意向が町長にお任せであったとしても、じゃあ、我が町はどういうことに取り組むかという点では、先ほど申し上げたとおり、尾張旭市の関係は、詳しくは申し上げませんけれども、8月25日の新聞の中に報道がされておりますので見ていただきたいということを申し上げて、要は、場当たりで後づけで理由は幾らでもつけれるわけだ。

だから、そういう点からいけば、私は、今の取り組みの仕方でいけば、町長の顔がゆるみっぱなしということは、財布がゆるみっぱなしで行政の指針もきちんとしていないとスタンスもないということだけ申し上げて、これからの取り組みはきちんとやっていただきたいということだけ申し上げておく。

それと、次に、起債の償還の関係ですが、この3月の議会で最終日に、減収補填債の

関係が出てきました。それまでは、借金をせずと、プライマリーバランスと、財政規律、こういうことをざあっといってきた。それが、ある日突然、国のほうから減収補填債が認められたということで、今度は手のひらを返して、豹変して、一生懸命全部かき込んだ。そういう点からいったら、じゃあ、今まで町長が、プライマリーバランスだ、財政規律だといって、住民の要望なんてとっととっと切った。今でもどんどん切ってやっている。

そういう点からいって豹変をした。なぜ、豹変したかと、認められたから、かき込めるものは一生懸命かき込んできたと、かき込み過ぎじゃないかといって、国から指摘があったという点からいくと、そういう点でいきますと、財政規律というのは、そもそも何なのかと、プライマリーバランスというのは何なのか、場当たりで耳ざわりのいい言葉を使って、住民要求をどんどん切り込んで、借金が認められたらそんなものとっぱらってかき込んだと、こういうことではないですか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 議員がおっしゃられるとおり、プライマリーバランス、こちら につきましては、当然、これを堅持していくというのが大前提の方針ということで行っ てまいりました。

ただ、平成27年度につきましては、予想しておらなかった大きな減収になってしまった、税収が大幅に落ち込んでしまったということでございます。それに対して、緊急的に、行政推進を維持していいくための緊急的な措置として、今回、この減収補填債というのを借り入れをしたということでございまして、財政規律を無視するというような考え方は、一切ございません。計画的なものの中には、当然、プライマリーバランスというのは、必ず堅持していくという形で計画をしてまいりますが、こういった緊急的な場合ということで、今回だけはお願いをしたということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 幾らでもあるけれども、ただ、そのときに、じゃあ町長が何て言った。

今まで、借金せず、借金せずと言ってやってきて、プライマリーバランスだ、財政規律だといったけれども、財務省のほうが、要は、減収補填を認めるぞと、これは、減収補填が勝手に幸田町が減ったから出せというものではないです。国のほうのそういう財源措置がされて、減収補填も起債の対象ですよという形になって、すぐに飛びついたと。飛びついた16億円に対して、何だといったら、我が町は、財政が豊かだということは、一言も言わないで、このままいったら、自転車操業のまちになると、自転車操業だと、自転車操業というのは、御承知のように、こぐのをやめたら自転車がとまってひっくり返ってしまうよと、だから、とまったらいけないからと一生懸命、さっさとかくと、言ってきたことが、ひょろっと豹変しても、いや、この機会を逃してはとても16億円の借金はできないよと、将来の備えてだと、我が町は大変ですよと、こういうことになってくるわけです。

そうしたときに、じゃあ、財政の展望だとか、財政の規律というのは何なのか、今、 あなたの言う、これは堅持していきますわと、堅持なんかしていない。じゃあ、国のほ うから頭はりたおされて、いや、ちょっとかき込み過ぎだと、計算したら 2,600万円返せやと、恥ずかしいことですよ。それは、あなた方の計算の問題ではなくて、町長自身の政治姿勢の問題、財政頼りだということで、借りられるものは何でも借りていく、それは、町長、そうじゃなかったでしょ。

借金をしたことによって、これは、1期目ですわ。借金をしたことによって、幸田町のまちは公債比率が県から2番目だと、こんな量ではたまらんといって、わあわあ言って当時の決算のときにきた。

そして、しばらくは、無借金であった。じゃあ、無借金経営が健全経営かといったら、 私はそうは思いませんといいながら、そういう政治を進めてきて、2期目に入ったら、 途端に16億円だ、財政規律はと、そんなものは知るかと、これでは、財政は、場当た りで先の見通しもないということですよ。

そこら辺はどうなのですか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 伊藤議員が言われる自転車操業だということでございますが、 言われるように、実際、今回の場合は、借りなければ、倒れてしまうような状況、要す るに、当初予算を編成した時点で、とにかく財政調整基金がゼロ円になってしまうと、 異常事態のような状況に陥ってしまったということで、健全な財政運営、適正な財政運 営を行っていく上で、どうしてもこの16億円の借り入れをして、余力のある財政運営 をしていくということでなければ、維持できないということでございまして、そういっ た意味で、今回、自転車操業、倒れてしまうという意味での自転車操業ということでな いというふうに思っております。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) これは、あなた方の常套手段だと、当初予算を組むときには、もう 財源がない、基金を取り崩して帳尻合わせをして、年度末どころか、今回は9月議会で 財調のおろしたやつを、8億2,000万円、おろさなくてもいいわ、こういうことに なる。

こんなことの繰り返しですよ。その年度、その年度、いろんな特徴がありますよ。今年度もいけば、自動車企業が償却資産の先をカットしてきたからって、そんなのは後づけ、どうしようもない。基金を取り崩さなかったら帳尻が合わないよと言って、住民をばっさばっさ切って、住民の心地よいなめらかなまちをつくるのではなくて、町長自身がなめらかになっているだけで、住民のほうは、どんどん負担が大きくなっていく、こういう中でつくられてきたときに、じゃあ、何なのかと、あなた方の本当のポリシーがあるのか言ったらないということになる、そういう理解でよろしいですか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 私どもとしましては、当然、その行財政運営、こちらにつきま しては、滞りなく行っていくということが、最低限の使命だと思っております。

そのためには、基金ゼロなんていうことでは、とてもじゃないですけれども、そういった運営はできていけないということもございまして、今回は、少し無理をしてしまったと、無理をして16億円借りてしまったということで御迷惑をおかけしました。大変

申しわけございません。

○議長(浅井武光君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第49号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第50号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第50号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第51号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第52号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定議案第1号の質疑を行います。

- 13番、丸山千代子君の質疑を許します。
- 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 平成27年度は、大幅な町税の減収、そのために先ほどありましたように、減収補填債を、急遽、16億円を借りてきたと、こういうことで、財政運営を進めていくということでありまして、しかしながら、ふるさと納税にありますように、とにかく不交付団体として財源確保は重要な課題だということで、積極的に取り組んでいかなければならないと、総務部長の答弁にもありましたように、こうした法人町民税の一部国税化というものも、これは大きな減収になってきているわけであります。
 - 一方、地方消費税交付金、これが、8%になって、それで、前年度に比較をいたしますと、社会保障財源分として、人口で案分になって、3億2,466万4,000円がプラスされたということでありますけれども、しかしながら、最終的に、この法人町民税の一部国税化、これが、6%になるであろうということも予測をされている中で、この法人町民税を、やはり、制限税率いっぱいまで上げていく、そして、一部国税化による減収分というものを、いわゆる補填ではないですけれども、保証できる、一つの財源確保として法人町民税の引き上げというものもやっていかなければならないというふうに思うわけであります。

幸田町では、学校の増改築、これが控えているわけでありまして、現在、幸田小学校 にも増築をしているわけでありまして、それが、北部中学校に今度は増改築が予定をさ れているところであります。

その北部中学校が、財政が厳しいということで、プレハブ校舎になるかならないかの瀬戸際ということにもなるわけでありまして、そうした点からすれば、やはり、この法人町民税の税率引き上げというのは、これは、避けて通れないのではないかというふうに思うわけであります。

その点について、財源確保の分で制限税率いっぱいまでの引き上げ、これについて、 答弁がいただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 法人町民税の税率を制限税率いっぱいまで引き上げてはどうだということでの御質問でございますが、その自主財源の確保策として、この法人町民税についても超過税率を実施しているというような、県内の54の団体の中でも、14団体、25.9%しかなく、そのうち、不交付団体につきましては、1団体しか実施はしていないということで、その他の16の不交付団体では、この超過税率は適用していないというのが、現在、県内の実態でございます。

また、全国の平成28年度の不交付団体の数が、76団体でございますが、そのうち、39団体が実施しているということで、51.3%、約半分ぐらいが実施をしているということではありますが、これにつきましては、東京については、不交付団体を含めた全ての市が実施をしていると、それから、超過課税すること、そういったことで当然視されているということでございます。

それらの関東地区を除いた残りの全国を見ますと、不交付団体は41団体中、7団体 しか、この超過税率は実施をしていないというのが現状でありまして、特殊性のある関 東地区を除けば、超過課税をしていないというのが一般的でないかと思っております。

本町におきましても、この超過税率の実施につきましては、これまでも幾度も御質問をいただき、こちらのほうもいろいろ検討はさせていただいております。

そのときの回答と同じになってしまいますが、現時点で、まだ、実施をする考えはないということでございます。

この超過税率につきましては、企業誘致をする上におきましても、もちろん企業誘致 といいますと交通の便、それとか地盤等の安全面などが進出の有力な決め手になってい るとは、そういうことは理解をしておりますが、この税率、こういったものも企業誘致 を積極的に進めていく上で、進出時の検討材料の一つにもなっておるというふうに思っ ております。

町内の企業についても、防災を初め、いろいろな面で町の行政に御協力をいただいているということもございます。新たな負担を求めることにつきましては、理解を十分に得る必要があると考えておりますので、現行どおり、超過課税につきましては、慎重に検討のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 知立市が、この超過課税を実施するに当たって、どういうふうに したかというと、やはり、この自主財源の確保ということで、一つ、この事業を実施す るために財源を確保したいと、そういうことで、実施をしてきた経過があるわけです。

幸田町でも、やはり、教育施設、これをプレハブにするのか、RC構造にするのか、 財源がないからといって、子どもに負担をかけるのか、格差を設けるのか、そういうこ ともやはり一つの判断材料ではないでしょうか。

やはり、財源が厳しい厳しいといって、応分の負担を求めていくことは、これは、可能ではないでしょうか。

全く不交付団体が実施をしていないかというとそうではない。関東は、特殊だという ふうにおっしゃいましたけれども、しかしながら、特殊か特殊でないか、これは、やは り、今、これからの情勢によりけりだというふうに思うわけであります。

一気に企業誘致を進めていっても、これは、企業の業績によっては、法人町民税が上がったり下がったりする、こういう不安定要素がある中で、やはり、一つの制限法で決められている制限税率いっぱいにすると、これは、例えば、一部国税化で6%になったときには、8.4%の税率がかけられるということであります。

現在、9.7%の分しか入ってきていない。そういう状況の中で、やはり、実施する お考えはないといいましても、ほかのところで応分の負担をしている企業でありますの で、これは、その一つの企業誘致の判断材料には、ちょっと、それが一要因であるとい うことにはならないというふうに思うわけであります。

そうした点で、やはり、幸田町の現状、こういうものをきちんと理解をしていただきながら、実施をしていく、その考えについてお伺いをしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) この法人町民税の制限税率でございますが、法人町民税の税率、 一部国税化につきましては、消費税の延期に伴い、こちらのほうの税率の低下も延期さ れるであろうというふうに想定をしております。

それに伴いまして、幸田町としては、固定資産税、それから、償却資産税なども期待ができるということで、企業誘致、こちらには積極的には推進をしていきたいというふうに考えております。

また、今後、行政改革だとか、歳出削減、それから、先ほどのふるさと寄附、こういったさまざまな方策を用いて財源確保に努めてまいりますので、制限税率の適用につきましては、もう少し慎重に検討させていただきたいと考えております。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) ふるさと納税で4億円を組んで入ってくるのが、約1億円でありますよね。そういう中で、今回のこうした一部国税化の分のために、やはり、幸田町として自主財源確保で制限税率いっぱいに引き上げた場合、平成27年度ベースでいうと、どれだけ入ってきたか。

また、これから、地方消費税交付金、これが、人口の案分として、これは、全ての全国の市町村であるわけですから、そうした点で引き上げ分プラス消費税分をすれば、幸田町の自主財源確保という点からすれば、十分、これは北部中学校の増築も可能というふうになるわけですのです。

そうした点で、やはり、これは、企業にも理解を求めながらやっていくべきではないかと、再度、答弁をいただきたいと思います。

また、見込額は幾らか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- 〇総務部長(山本富雄君) まず、見込額でございます。平成27年度の法人税割額は、4 億1,000万円であったということでございまして、これをベースに試算しますと、 制減税率いっぱいまで行ったときには、9,700万円の増収になるというものでございます。

一般的に超過課税をやっているところですと、5号法人以上の大企業のみでやっているところが多いということでございますので、その5号法人以上ですと、8,600万円の増収ということで計算上はなります。

こちらの法人の超過課税でございますが、今後、不交付団体にとって、さらなる法人 町民税の税率の引き下げ、例えば、今の予定ですと、6%まで将来下がるであろうと言 われているのが、さらに下がるようなこと、要するに、幸田町は、本当に非常事態にな るような折には、また、検討をさせていただきたいというふうに考えておりますが、現 時点では、自身の考えは持っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長(浅井武光君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

- ○14番(伊藤宗次君) 27年度決算、つまり平成26年度の町長の施政方針は、どう具現化されてきたのかと、こういうことの観点から質問をするものでありますけれども、平成27年度の町長の施政方針、公共施設総合管理計画、長寿命化計画、修繕計画、これらのことが全部多目的になげられている。それは、具体的に、どう進められたのか。この年度と決算年度を通して答弁がいただきたい。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 平成27年度の施政方針の中に愛と幸せのある安心して暮らせるまちを目指して、未来に向けた魅力あるまちへの計画づくりということで、防災、それから安全対策、こういったものに重点的に取り組む一方で、将来を見据えた計画づくりを重点施策と位置づけまして、公共施設等総合管理計画など、各施設の長寿命化計画、修繕計画の策定に取り組むということで、実際に、平成27年度には、公共施設等総合管理計画の策定、それから、橋梁の関係では、道路橋の定期点検、長寿命化計画の中の定期点検、それから、ハッピネス・ヒル幸田の中長期の整備計画、こういったものを策定をしまして、将来の大きな負担につきまして、検討をさせていただいたというところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) ですから、計画はしたと、その内容が、要はどういうふうに具体化 されたのかということなのです。

計画をしましたよ、じゃあ、その計画の内容が、例えば、長寿命化計画という関係からいったら、議会のほうにきちんと出されたかということなのです。

ですから、あなた方は、あれをやった、これをやったというけれども、長寿命化計画 の関係からいけば、これは、橋だけだと。 それじゃあ、橋だけがこういうところの公共施設総合的な計画と長寿命化の対象なのかどうなのか。修繕計画も、私どもは定かではないと、あなた方が、これだと言っておられるかもしれませんけれども、じゃあ、施政方針でこれだけのことをやりますわと言って、それの結果、内容が議会のほうにきちんと示されたかどうかという点についていかがでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 平成27年度につきましては、まず、全体の把握という意味もありまして、公共施設等の総合管理計画、これを策定したということでございます。こちらにつきましては、一斉の改修、更新時期を迎えていくということでございまして、その全体的把握をして、一体的なマネジメントを、今後していくというための計画を策定したということでございますので、把握に努めたという現在段階であるということですので、この具体的な個々の計画においては、また、今後、行っていくということになってくるということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番 (伊藤宗次君) 私は、あなた方というよりも町長の施政方針の中で、この3つの関係は言い続けてきちんと計画をしますよということを言われたわけです。いわゆる龍頭蛇尾終わってはならないと、年初は、竜のごとくばあっとやって、年度末にきたらへビのしっぽだと、これは竜頭蛇尾というわな。そういうことではないですよと。結局、わあわあ言うけれども中身さっぱりじゃないかということで、今の答弁からいくと、管理計画はたてました、それを具現化する問題と、もう一つは長寿命化の問題や修繕計画、こういうものが、要は議会のほうに示して、こういう取り組みをしますよと、取り組みについては、町長の施政方針に従ってと、こういうのが、行政のカバーするだけの基本的に大義名分、町長、勝手に一人でやっているがやと、わしら後からついていって大変だと、それは、そうかもしれないけれども、要は、あなた方、今の説明でいけば、町長が何を言ったか知らないけれども、わしらはわしらですよと、町長の言ったことをそのままやったらこのまちはとんでもない方向にいくけれども、だけれども、そういうことではないですかということを言っている。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 公共施設の総合管理計画等につきましても、議会のほうにも協議会等でお示しさせていただいているということでありまして、見ていただいたとおり、大きな数字が出てきてしまったとびっくりするような数字が出てきたということでございます。

そうなりますと、全ての事業をそのまま行っていくというのが非常に困難であろうということがわかったということでございますので、いろいろな事業計画につきましては、今後、実現可能な計画をそれぞれが策定していくと、それを全体バランスを見て調整をしながら行っていくということになるということでございまして、橋梁の長寿命化計画等につきましても、これまでもお示しのほうはさせていただいているというふうに理解をしております。

○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 計画したら思わぬ計画でびっくりしちゃったわと、そういうために つくったのでしょうが。雲をつかむようなことではいかんから、計画きちんとやって、 こんなのはびっくりしてしまって、腰が引けたわなというなら、計画をするな。そうで しょうが。

何のために、わざわざ施政方針で3つの計画を取り上げたか。それは、実態は、雲をつかむような問題だから、一回きちんとつかみたいと、つかんだ途端にこんなものはどうにもならないけど、うっちゃっておけと、これは、選択的重点実施だ。

選択的重点実施だといいもの食いをしますよと、その結果、修繕計画だと、管理計画だ、長寿命化計画だといって、笛を吹いたけれども、中身は何もないよと。笛を吹いたへどが出てきてどうもならないなと、びっくりしちゃったわと、だから、言葉あって中身なしと、文章あっても意味不明だと、こういうものが、今のあなたの答弁の中で、明らかにされてきているという点からいけば、私は、こういう施政方針という町長の位置づけの中でうたわれた、公共施設の総合管理計画、長寿命化計画、修繕計画、そういうものが、つくってみてびっくりしたというのは、そんなものは結果論、つくらなかったら、実態がわからないからつくりましょうという、原点からきちんと取り組むべきだと、言うだけだがや、格好つけるだけだがや、内容がないというふうに私は指摘をして、次にいく。

先ほどの補正予算の中でもう申し上げたけれども、結局、年度末ぎりぎりで16億円を減収補填債だといってお借りになった。しかし、そのときの答弁もそうですが、基金の底をついてしまうと、底をついてしまうから、16億円は渡りに船、大変ありがたかったですよと言いながら、例えばそういう形で今年度のやつを見ても、基金を取り崩す、しかし、年度中途でやめてしまったよと、それにおつりをつけているじゃないか。財政調整から8億円取り崩したら、積みましたが8,500万円、あるいは、教育基金のほうにまた別に積むという点からいけば、コケ威しでしょうと、実際はそうじゃない、そういうことをいっておかないと、浮いとかひょうたんでやっていたら、このまちの財政はいかないよと、そういう心構えは、私は私なりにわかっている。

しかし、厳しい、えらいといいながら、やらなくてもいい仕事をやる、無駄なところで金を使うという形の中で、詳しくは決算の中で触れてまいりますけれども、結局、年度途中や年度末で基金を取り崩さず、さらに積みましていくという点からいくと、あなた方の財源把握という点からいくと、大きな問題があるということを、指摘をしておきます。

その中で、あと、施政方針の中でも言われておりますが、子育ての関係も含めて、子育て支援や教育施策にも配慮し、夢のあるまちづくりのために頑張っていきますよと、こういうことです。

それが、具体的にはどういうことかと、施設も施策の中に入るとなりますけれども、 それが具体的に具現化されましたか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、施設の将来的な長寿命化計画、そういったものでございますが、全体のバランスを見て、今後、議員が言われるように原点に起ち返り、各事業

が勝手にそういったものをどんどんやっていくとなりますと、当然、そのできなくなる 部分もできてしまうということでございますので、全体のバランスを見て、それから、 当然、予算にも限りがあるということでございますので、施設の安全性に配慮しつつ、 施設の状況や修繕の緊急性等を鑑みて、優先順位を検討して計画的に実施していくとい うことで、行っていきたいと考えております。

それから、16億円の関係でございますが、確かに、この9月補正で積み戻しのほうをさせていただきました。

ただ、現在、積み戻しをした結果が、25億円になっていると、基金の残高が9月補 正後で、25億6,000万円になるということでございます。

減収補填債を借りた16億円がなければ、現時点で9億円しかないというような形になってしまっているということでございますので、どうしても必要なお金であったということで御理解いただきたいと考えております。

それから、あと、子育てなどの施策ということでございますが、平成27年度に実施いたしました施策としまして、例えば、子育ての関係では、保育園におけます就学前児童の受け入れを拡充をしたというような施策だとか、児童クラブの拡充、幸田第三児童クラブ、こういったものを拡充を行いました。

あと、子育ての関係ですと、児童館の建設の準備に行ってきたというようなことで、 子育てのほうにつきましては、積極的に取り組んできたということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 次に、監査委員にお尋ねをいたします。

監査意見の意見書が提出をされています。こういう書式になって随分久しいということと同時に、こういう書式は、碧南市のやつを、幸田町は、極めて田舎の決算書かなという意味合いもあったのですが、決算書の関係からいったら、碧南市のやつがいいじゃないかとある議員が言ったら、よっしゃといってそのままものまねしたと、私はそれがいかんと言っているのではない。

ただ、そうしたときに、全体からいくと、これは、基本的に行政が成果の説明書の中で触れている内容からちょこっと出た程度であって、監査委員という立場から見て、この決算から見えてくる幸田町の決算の状況は何なのか。

監査委員として、どんどんものをいって提言できることになっている。あれやれ、これやれと、こんなものはどうしているのだと、こんなものは認めてやらないかという権限も含めて、どう権能を発揮されて、この決算審査意見書をしたためられたのかというものが一つ見えてこないなということと、もう一つは、一つのきっかけとして、碧南のやつを参考にしたのも、一つの時期的な経過もあるとしても、もう少しほかの市町の関係も含めて、私はこれにこだわらず、いいものをどんどん取り入れていくということにしていかないと、いつまでも碧南市さまさまだと、これじゃあ何ともならないので、そういう御意思があるかどうか、答弁がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 監査委員。
- ○代表監査委員(山下 力君) ただいま、御質問のありました意見書の形のことでありま すが、私自身認識不足でありまして、どういった形がいいのかという検討ができていな

いということでございますが、御意見を頂戴いたしまして、今後の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 今すぐここでどうのこうのではなくて、要は、こうしたものもいつまでもこれをよしではなくて、常に自分で自分を振り返らないとおくれてしまうなと、取り組みの評価はいろいろあるにしましても、いつまででもこの内容でよしというものではないと思うのです。

監査委員として、前例としてこういう形でいいのか、しかし、監査としての内容からいったら、当局の成果の説明書にちょっと毛の生えている程度かなといったら御無礼だけれども、そういう視点観点かなという点から含めていくと、私は、もう少し他市町の例も参考にしながら取り組んでいきたいということで、よく見ていく内容だというふうに思います。

それから、通告にもございますけれども、20ページの最後から4行目から、質の高い住民サービスを持続的に提供するために各施策の推進に務められるとともにという、言葉尻や文字尻を捉えるつもりはございませんが、私から見たときに、監査委員という職務やら立場からいったら、大須賀町長上でき論だと、ああ問題ないよ、頑張っているなと、財政厳しい折で、ようあっちもこっちも目をつけているなというふうな視点、観点かなと、私は、基本的には、監査委員という点からいけば、辛口できちんとやらなかったら、ぴりっとしないわけだ、こんな大須賀町政は、そういう点から含めていって、私は、こういう形でまとめられた意図は、監査委員として、どういうふうにお考えなのか。上でき論だと、こういう形の延長線の表現の仕方なのかどうなのか、答弁がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 監査委員。
- ○代表監査委員(山下 力君) 上でき論と言われるとちょっとあれですけれども、決して、 そういったことではなく、確かに書き方等については、前年と似たようなところが多い ものですからいろいろ考えが必要かもしれない。監査委員としての意見を述べさせてい ただいたというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 水道のほうにもあるので、そこでも触れたいと思います。

この決算を通して、大須賀町政になって何が費目的にふえたかと、それは、委託料です。そして、内容によっては丸投げしていくと、あるいは、トンネル予算、国からの交付金を予算を通して違う団体に通していくと、トンネルの役割を果たしていると、こういう形の中で、今、町政やら予算が膨らんできているという点からいけば、それは、まちの行財政の質の低下ということに、私は結びつきます。

したがって、委託そのものがいかんとは言っておりません。監査委員ですから、必要な委託であると同時に、こんなことは内部で力量を高めるために委託なんかをすべきなんではないかという意見も含めて、どういうふうに見られておられるのか。

- ○議長(浅井武光君) 監査委員。
- ○代表監査委員(山下 力君) 委託料、あるいは、ちょっと別の形になるのですが、これ

は、決算審査の中でも意見を申させていただいているのですけれども、例えば、各電算 関係の新しいシステムの導入ですとか、その維持管理のために、毎年、多額の費用を計 上して、こういったものが町全体では年々増加しているように思われるわけです。

そのために、本来、ほかのサービスに向けられるはずの予算が圧迫されて、場合によっては、議員がいわれるような住民サービスの低下に結びつくというような懸念も感じてはおります。

もちろん、電算については、こういったものを抜きでは進められないというのは、誰もが承知ということなのですが、それが、本当に無駄なく効率的に適正な価格で運用されているかどうか、町全体でどんなものなのかということを把握して、そういったものを常に注意して、洗い直しをしていくことが必要であるということの意見は申し上げさせていただいて来ております。

少しでも限られた資源を有効に活用して、住民サービスの維持向上をさせていただき たいということにつながっていくと思っています。

以上でございます。

○議長(浅井武光君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

これで、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号の質疑を許します。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第3号の質疑を許します。

- 13番、丸山千代子君の質疑を許します。
- 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 平成27年度の補正予算で、国のほうから支援金5,200万円が、急遽、組まれたわけでありますけれども、このとき、国のほうは、保険者支援ということで、保険税の引き下げ等の施策にも活用というようなことがあったわけでございますけれども、幸田町では、保険の基盤安定化、これに使うよということで活用してこなかったということでございますけれども、そのために、2018年度に国保会計の都道府県化、このための財政安定基盤に使いたいよということだったわけでございます。

しかしながら、他市、名古屋市を初めとして、他市町では、保険者支援という形の中で、国保税の引き下げ等も実現をしてきたわけであります。

しかしながら、幸田町で言えば、実際、都道府県化によって国保税が引き上げられた、そのための財源活用だということで言われたわけであります。平成28年度も半ばとなりました。そういう中で、この支援金について、お聞きをするわけでありますけれども、2018年度に予定をされている都道府県化、これで国保税が引き上がるというその根拠、その点について、説明がいただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 国民健康保険特別会計の中での支援金の活用を含めまして 都道府県化に向けた国保税の動向をどのように考えるかということだと思いますけれど も、たびたび、お伝えをしているように、平成30年から都道府県化により、県下国民

健康保険が一本化になるというような動きでございます。

その中で、国民健康保険税が幸田町においては、上がるのではないかということで、 支援金の運用については、それを資金として活用して安定して保険料を進めていくとい うことでお答えしてきたところでございます。

その引き上がるという根拠でございますけれども、平成27年3月になりますけれども、県のほうで県下統一保険料の試算が出されました。ここについては、4種類の被保険者一人当たりの標準保険料額が示されております。その内訳につきましては、一般会計から法定繰入金がある場合の所得割、被保険者均等割の二方式の場合につきましては、一人当たり10万2,414円になるということでございます。

また、所得割、被保険者均等割、世帯平等割の3方式の場合につきましては、一人当たり10万1,928円というふうに試算が出ております。

また、一般会計から法定繰入金のない場合の二方式の場合につきましては、11万4, 626円、三方式の場合につきましては、11万4, 090円とするという数字が出ております。

この数字を見まして、今回、伊藤議員からの要求資料ではございますけれども、質疑事項の要求資料90ページのところに、県下の賦課状況が、平成27年度のものが出ていると思いますが、幸田町の一人当たりの保険料調定額につきましては、9万9,134円という数字が示されております。

いずれにいたしましても、先ほどの4方式で出しました平均値と比べますと、幸田町の場合は、9万9,000円ということでございますので、そういう意味で、統一化された場合に保険料が引き上がるのではないかというふうに懸念をした上での発言ということで御理解いただければと思います。

ただ、この県が平成27年3月に出しました資料につきましては、国が詳細なデータを出していない中での試算でございますので、今後、この数字については、変わってくるということは十分考えられますし、また、ことしの10月以降になりますけれども、標準税額を算定するに必要なデータを県に送りまして、国から提供されている納付金等の算定システムにより試算が行われる予定でございますので、それ以降に、具体的な額が示されてて来るのではないかなというふうに考えているところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 都道府県化と言いましても、幸田町の国保税は幸田町が決めると いうようなことでなっているわけでございます。

ただ、納付金という形の中で、県のほうに納付しなければならない。これが、100%納付が求められるわけでありまして、そうしたことによりますと、徴税強化ということにもつながるかというふうに思うわけであります。

しかしながら、この支援金を活用して、例えば、豊川市の場合ですと、資産割をなく して、国保税を引き下げたとか、こういった実例もあるわけでございます。

ですから、そうした点で、もう少しきちんと分析をしながら、この支援金の活用で国 保税の引き下げ、これがベースになるわけでございますので、そうした点でやるべきで はなかろうかというふうに思うわけであります。 3年間で1億5,000万円強の支援金が国から、また、交付されるわけでございますので、そうした点で、やはり住民の国保税が高くてとても払えないという実態があるという中で、国保税の引き下げに、ぜひ、活用すべきではないかと、このことを主張して終わります。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 支援金の活用について十分に行い、保険料の引き下げ、こういうことで御質問でございます。

平成27年度の決算でございますけれども、国民健康保険税につきましては、前年度 比で5,243万3,000円、減収をしているところでございます。

それに反し、国保支援金、それと、保険基盤安定繰入金、これを合わせまして、1億3,034万1,000円が収入でございます。

これは、前年度比でいきますと、3,812万6,000円の増ということで、保険料の減収が5,200万円強、先ほど言った支援金の増額分が3,812万6,000円ということで、差し引きでいくと、2,400万円ほどの実は減収という形で、平成27年度決算を出していただいております。

そういう意味でいきますと、この状況で保険料を下げるということは、さらなる財政の緊迫化するということでありますので、そういう意味で、平成30年までについては、現在の状況で推移をさせていただきたいというのが、国保サイドの考えでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長(浅井武光君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第4号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) 介護保険料は、年金から天引き、1号保険につきましては、年金から天引きとされております。

そういう中で、幸田町の平成27年度につきましては、第6期ということで、新たにスタートした年でございまして、そうした点で、第11段階までが、8,325人の65歳以上の加入者がいるわけであります。

そうした点で、幸田町の減免制度、これが、なかなか充実をされてこないという中で、いわゆる基準額となる段階のそれ以下につきまして、例えば、世帯全員住民税非課税世帯におきましては、当然、この保険料の減免対象とすべきではないかというふうに求めてきたわけでございます。

しかしながら、これがなかなか改善をされない中で、第一段階、第二段階、第三段階、 対象者がいるにもかかわらず、この介護保険料の軽減措置による影響分、これは44人 しかないということでございます。 そういう中で、減免対象が少ないというふうに言わざるを得ない、そのためにも充実 をすべきではなかろうかというふうに思うわけであります。

その点について、伺いたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 介護保険料軽減のお問い合わせでございますが、その前に 大変申しわけございませんけれども、9月6日の一般質問の中で、介護保険の総合事業 の件で、要支援1、2の方の総合事業の移行の際の影響額について、御質問がございま して、それについて、お答えができませんでしたので、この場をかりまして、報告をさ せていただきたいというふうに思います。

これにつきましては、現在の予防給付の中での訪問介護サービスと通所介護サービス が、平成29年から総合事業に移行するということでございます。

現在のそれぞれのサービス、合わせまして、実績で1,897件のサービス料がございまして、給付費が4,464万9,000円となります。

したがいまして、この額が、総合事業が開始する場合に総合事業のほうに移っていく 対象になるということでございますので、これが影響額ということで、全部ではござい ませんが、影響額になるというふうに御理解いただければと思います。

即答できなかったので、申しわけございませんでした。

それでは、介護保険の軽減の御質問でございます。

議員が御指摘いただきましたように、平成27年度の介護保険料軽減の対象でございますが、44人ということで、実績が出てございます。

御指摘をいただきまして、私も過去の経過を調べさせていただいたところ、平成25年度が85名、金額で73万8,000円、平成26年度が63人で、52万4,000円、平成27年度が44人の37万6,000円と、こういうふうに実績が出ております。

実績が非常に大きく減少してきたというのが、実態かというふうに思います。

担当といたしましても、広報での周知をはじめまして、前年度の減免適用者への個別 通知ですとか、保険料納付につきまして、個別指導にお越しになった場合の申請の勧奨 等を実施してきておりましたけれども、十分な御理解、勧奨に至っていないというのが、 この結果になっているものというふうに思っております。

制度的には、議員が言われましたように、低所得者の方が対象になるわけでございますけれども、ただ、介護保険システムでつかめる所得以外のところが、一つ、判定になるところもありますので、一概にこちらのほうで全ての方を調べるとかはできませんので、基本的には、申請になっておりますけれども、この申請がスムーズに行われるように、特に、低所得者、生活困窮者の方々の制度でございますので、これが、減免制度が有効に活用されますよう、今後、通知、勧奨方法等については、再検証をして改善をし、引き上げにいけるように、事務を進めたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 第一段階、第二段階、一部第三段階も入るのでしょうか。

そういう中で、世帯全員住民税非課税世帯、そういう家庭におきましては、これは年 金から天引きをされてしまえば、当然、生活に影響がするわけであります。

そうした点で、やはり、この減免制度、十分に活用できるように、周知徹底をしなが ら、やっていくべきではなかろうかというふうに思うわけであります。

年々、対象者が減ってきて、減免制度が周知されていないということは、今の説明でも明らかであります。せっかくある制度、こういうのを活用すべきだというふうに思うわけであります。

そうした点で、なかなか減免制度の高齢になってくると、申請が面倒だという、なかなかそういうことが、手続ができないという世帯だってあるわけです。

そうした点におきまして、ただ単に、介護保険料を年金から天引きする、それは、100%ですよ。けれども、やっぱり、こうした減免制度の活用というのは、これは、福祉の心だというふうに思うわけであります。

そうした点で、もう少し、対象者というのはたくさんあるわけですから、この人数で見ても、708人、398人とあるわけです。

ですから、当局で拾ってこの対象者が何人あるのかと、人数が少なかったら、ちょっと徹底させようじゃないかと、こういう配慮というのはないのかということでありますが、いかがでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 年金から天引きということでございますので、御本人から の選択、意思はないわけでございます。

ただ、年金が18万円以下の場合は、天引きができないというようなルールもございますけれども、それとは別として、低所得者の方たちの対策という点では、議員が御指摘のとおり、まだ不十分なところがあるかというふうに思っております。

この44名の方は、申請者ということでございますので、対象者は、まだ、第一階層、 第二階層含めまして1,000人超える方がおみえになりますので、この方たちを、ど う中を精査しながら、御案内差し上げるということにつきまして、今後、通知の手順、 システムについて、十分再検討していきたいと、このように思っております。

- ○議長(浅井武光君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 介護保険料でございますけれども、第一段階が2万520円になるわけです。年間。

第二段階が、同じく2万520円になるわけです。

そうした点で、減免、こうした全ての減免をするとしたら、ほとんど対象者になるかと思うわけでありますけれども幾らになると減免対象者が減免されるのか、この金額、また、特別委員会がございますのでお聞きしますので、計算をしておいていただきたいというふうに思います。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 全ての方が対象というのは、なかなか難しいかと思います。 条件がございますので。

いずれにしても、どの程度に影響するかについては、一度、決算特別委員会までに試

算をさせていただきたいと、このように思います。

○議長(浅井武光君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第6号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第8号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第8号の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時57分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定議案第9号の質疑を行います。

- 14番、伊藤宗次君の質疑を許します。
- 14番、伊藤君。
- 〇14番 (伊藤宗次君) まず、決算書の411ページが水道事業の報告書になりますが、そのうちのめくっていただいて、412ページの上から4段目、これらのことから、今年度の純利益は、1億3, 744万2, 109円となり、前年度比7, 181万970円の増と、問題はここだ。括弧して、109.4%増となりましたということ。この109.4%というのは、何を分母にして、何を分子にしたら、こういう数字が出てきますか。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) 今、伊藤議員の御指摘の件でございますが、前年度比7, 181万970円の増で、括弧の中も前年比がかかり、前年比109.4%増というこ とでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) だから、括弧というのは、何を分母にして何を分子にしてやったら こういう数字が出るかということをお聞きしているのです。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) この純利益の前年度と比べて、増加した額、7,181万 970円を前年度比の純利益で割ったもののパーセントを出したものでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) そういう計算の仕方が、世間で一般的に使われる数値かどうかということでいきますと、じゃあ、平成26年度の純利益はどれだけだったのかということです。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) それでは、施策の成果説明書の233ページをお開きください。

ここでちょっと千円単位ではございますが、前年度の真ん中の表のところですが、収 支差し引きというのがあります。

この平成26年度が、6,563万1,000円、平成27年度が、1億3,744万2,000円、収支の差し引きは、209.4%ということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) お説のとおり、多分そうくるだろうと、私なりに計算をしたときに、今、あなたの言われたこの109.4%増と前年度の利益の関係からいくと、209.4%と、この関連性と世間一般で通用する対前年比という形、あるいは、これらのことは本年度の純利益とは幾ら増ですよと、これは、対前年度と当年度の対比の関係ですよね、この表記は。

そうすると、こういう数字は何で出てくるのかということなのです。

本年度の利益は、1億3,700万円ですと、前年度は、7,100万円ですと、その増が109%ですよと、そうでしょ、読み方は、そういうふうにしか読めないじゃん、書いてあるのだから、あなたこうやってやると、すかして見えるわけだ。ぱっとやって、これが透かしが見えて、透かしがわからないのかおまえはと、それじゃあ、理屈にならないでしょということ、書いてあることを書いてあるとおりにさっと読んだら、何で109だと、こうなるわけです。説明。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) この業務のところにつきましては、増額が前年度比7,181万970円増ということでありますので、その増額に対して、前年度比の、確かに、伊藤議員の言うとおり、括弧の中のここに前年度比と書いてあれば、そういう指摘、問いかなと僕は思ったわけなのですが、括弧の中にも同じようにかかって109.4%増ということで記述してあります。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) どこまでいっても平行線のような感じがするけれども、要は、書いてある内容を、私は素直だと思います。

要は、へそは曲がっていないけれども、素直に読んだらこんな数値が出てきませんよ ということで、これ以上やっても平行線ですので、次の決算特別委員会で、新進系の課 長と対峙して頑張っていきたいと思います。

次に、水道課職員の有資格というものでございますが、これは、要求資料の79ページに出されております。

これを見て、この資料は大丈夫かと、適当にうまく帳尻を合わせたなと、うまく合わせたなと、ごまかしたなということなのです。

ここでいうところの、じゃあ、水道課の職員の職務に係る資格を有する人は、水道課 に籍を置く職員におりますか。水道課の籍にある職員はおりますかということです。

○議長(浅井武光君) 環境経済部長。

○環境経済部長(伊澤正美君) 水道事業を進めていく上では、敷設工事監督者と水道技術 管理者が必要でございます。

現在は、私が、両方を兼ねてやっております。

しかし、水道課の職員の中にも、現在、工務グループのグループリーダーが両方の資格を持っております。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) あなたは、それじゃあ、大須賀町長にいじめられて、部長職になったけれども、課長に水道課に籍をおけよと、こういうふうに職名を受けているのか。 あなたが、二つの職を資格を持っていることは、承知をしております。

水道敷設工事監督者、及び、水道技術管理者、この2つの資格は、あなたの取っていることは知っている。あなたは、水道課の職員ではないじゃないか。私が兼ねておりますがというのは、そういう職名を受けたのか。そうすると、二股をやっているということだわな。そんなことは理屈で通らない。

ただ、それをやったというのは、過去の経験からいくと、消防の署長にこの一般職からこちらにかわった人間が消防長になった、消防長になるには、例えば、水道課の関係でもそうですが、技術管理者に関する条例というのがあって、その条例の第4条、水道技術管理者の資格ということで、(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものは、水道技術管理者の資格があるよと、これと同じで、消防長になるには、消防のたたき上げだけではできないよと、だがしかしという抜け道もある。

だがしかし、消防の実務に3年だったか5年、従事したら、消防長の資格ができますよと、こういう規定があるのに、当時の町長は、知ったか知らないけれども、まだ経験年数が達していないのに、消防長に任命した。すぐ、新聞にたたかれて、これはまずかったといって、降格させたと、消防長から消防次長に、本人は腐ってしまったわな。時の町長の知恵足らずと、そんなことはいい。

そういうことのような内容で、幸田町の水道事業が運営をされている。もう少しいけば、あとちょっとやれば、多分、来年度ぐらいは10年に達して、資格を有するよというのは、別に抜け道だ、脱法だとは言いません。法で定められて政令の中で、要は、それぞれに当該する市町村が条例で定めれば、その資格を有するよと、水道法でやって、その水道法の試験を受けて条例で規定をしている。

しかし、実態として、今、状況から含めて、私がおりますわという答弁でいくと、じゃあ、水道事業にかかわる設置する、置かなければならないという条例をつくった幸田町の仕組みがあるわけだ。

いわゆる敷設工事監督者、水道技術管理者、たくさんおりますよと、今回の名簿でいけば、7人、8人おるわけだ。

そういう人たちが、違う部署で仕事をやっておられる。水道課に入っている名前を言われたあなたですよ。ここに載っているのは、水道課職員と、水道課に身分がありますよというのは、これでいきますと、20番と25番、これは2つもっているので、あなただと。そしたらおらない。そうでしょ、水道課には、資格を有するものを置かなくてはならないという条例で定めておきながら、そういう職員が配置されていない、もう少

し言い方を変えれば、それぞれ皆さんいろんな資格を持っておられる。その資格が、生かされるような人事配置や職場がつくられているかと、そうじゃないわけだ、町長のさいころを転がして、芽が出たところへ、自分の好きなように振り回しているわけだ。その職務に必要な技術や資格を有する職員も、皆さんたくさん持っておられて頑張っておられるわけだ。その職員が、適材適所で、技能や技術や資格が生かされるような職場配置されているかというとされていない。町長の得手勝手だと。そのいい例が、水道課には、本来、資格を有する職員がいない、いない中で、運営されていると、これは、早晩を改めなければ、いや私がおりますわなんて、あなたそんなことをやっておったらあかん。一人おるじゃないわ。

そういうことで、要は、そういう実態があるという点からいけば、私は、早晩はいろんな問題があると、あるけれども、そういうのは百も承知の上で人事をやられたかどうかは知らない。さいころ出た目をやって、資格、そんなものはどうにでもなるわと、二足のわらじを履かせればいいじゃないかと、こういう安易な考えでやられるというところが、次の項目のポンプ場管理業務委託先、施設機器等保守点検の委託と、この委託先と、委託の問題から含めて後で触れてまいりますが、そういう非常に安直な考え方で、人事配置がされる、そのことによって、職場や水道にかかわる諸施設の関係が、職場の職員、水道課の職員の手から離れてきている、その実態について、私は、説明がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) 私も兼ねておりますが、もう一人、工務グループのグループリーダーが資格を持っておりますので、それだけは言っておきます。

ポンプ場管理委託業務の委託先等の質問でございます。

施策の成果の説明書228ページに載っておりますが、ポンプ場管理業務委託料の599万7,000円の内容の中では、まず、このポンプ場管理業務として、407万9,000円で永野ポンプ場の監視や清掃などを、個人の2名の方に委託をしているものでございます。

これは、日本一高い水道料金と言われた時代から、多分、このままやっていたと思います。

次に、この水道施設機械警備業務というのがありまして、これが、191万8,00 0円、これは、永野送水ポンプ場、永野配水場、坂崎低区配水場、深溝配水場の4カ所 の機会警備に係るセコムに委託をしているものでございます。

これが、まず、管理のほうの委託です。

次に、施設機械等保守点検業務委託料の486万9,000円の内訳でございます。

これは、ポンプの点検や緊急遮断連の点検、電動弁の点検、自家用電気工作物の保守 点検、浄化槽の点検等となっております。

ポンプ点検の280万8,000円は、永野ポンプ場ほか8施設で、音羽電機株式会社でございます。それから、緊急遮断弁の点検の102万6,000円は、永野配水場を初め、3施設があるわけなのですが、それをローテーションで点検を行っておって、株式会社安部日鋼です。

それから、電動弁の点検は、36万1,800円で、幡豆工業株式会社です。

あと、自家用電気工作物の保安管理につきましては、64万3,356円で、永野ポンプ場ほか、4カ所の高圧受電設備と非常用予備発電装置の点検で、一般財団法人、中部電気保安協会で行っております。

また、永野ポンプ場の浄化槽が一件ありますので、その保守点検が2万9,760円 というのは、その委託業務の内訳でございます。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) いろいろ言われるけれども、役場の駐車場に車がとめてあって、 日々の仕事の関係も含めて、ジェネッツというのが入っている。

年間480万円とか490万円だと言われている。じゃあ、ジェネッツは何を委託を されて、どういう仕事をやっているのかということと、勤務体系はどういう形なのか、 何時から何時までで週は何時間なのかという点で説明がいただきたいです。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) 確かに、このジェネッツ株式会社中部支店に、水道の開閉 栓業務と合わせて、水道施設の毎日点検や、給水栓の毎日検査を委託をしております。 メインは、この開閉栓業務なのですが、それだけではなく、施設の点検もやってもらっ ています。

俗に言う、この現業部門の民間委託という感じでございます。

勤務時間は、8時半から5時15分までを月曜日から金曜日までお願いをしております。

以上です。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) そうしますと、結局水道課の職員のやるべき仕事、すべからず全部 業者に丸投げだ。そうすると、水道課の職員が、危機管理ということで、何かあったと きに、じゃあ、永野にすっ飛んでいったり、あるいは、永野に飛んでいく、そうしたと きに、じゃあ、この機械はどういう機能を持っていてどこが故障をしているのかという のはわからないじゃないか、知らないわな。

そうしたときに、いやジェネッツに頼むわと言っても、ジェネッツも災害があれば、 そんなのは幸田町に出てくるかといったときに、本当に何かあったときに、現場で対応 できるだけの技術やら技能を持って、その上で委託という選択肢もなきにしもあらずだ が、ただ、委託する内容が、そこまで委託していいかどうかという、委託の範囲の問題 もある。

しかし、言ってみれば、まさに住民の命にかかわる水道の問題、それが、委託管理や保守点検が、全部丸投げされて、職員が現場さえも知らない、この機械はどういうふうな働きをするのか、そして、どこが悪くなったらどうすべきかという点は、みんな業者だ。

ですから、あなた方は、デスクワークに徹してしまっているわけだ。毎日、ジェネッツが、点検した結果について報告を受け、それをチェックしてもわからないものだ、これは、何だということを聞いたり、疑問を持ったり、御苦労さま、きょうもあしたもま

たよろしくね、それはそれでいいわ、世間の義理だから。

だけど、点検報告書が本当にチェックされて、おいちょっとどうなっているのだと、一緒にいこうじゃないかという発想も生まれてこない。なぜかというと、丸投げしているから。480万円使っているからいいじゃないかと、昔は、そんなに480万円使っていなかった。一定委託をしていたことも事実だと、別に、委託を全部、私が申し上げているのはいかんというのではない。委託をしながらもどちらが主か従かはそのときによって違うけれども、水道課の職員が現実に現場を歩き、施設の内容やら機械やどういう仕組みになっているかも全部熟知して、あなたもちゃんと資格を持っているからわかっているわけだ。

今、そういうことが、全くなされていない。それは、まさに、大須賀町政になって、安上がり行政で全部委託に出す、そのことによって、職員の資質がどんどん落ちていく。資格を持っていても資格が生かされるような職場にもなっていない。もちろん資格を生かしたいから、そこへ行かしてくれという職員は、ごく少数であろうということはあるけれども、資格を持ちながらも、その資格が生かされないようは職場環境、あるいは、実際にそこにいったときに、じゃあ、その資格を生かして現場に出ていけるような体制になっているかといったらなっていないと、表向きは、ちゃらちゃらしている、へらへらしていると、だけれども、まさに幸田町の行政の資質と内容が、日々、低下しているわけだ。

その典型的なあらわれ方が、水道課の中にある。私は、そういうふうに思います。 これ以上、あなたとやっても、後の課長の言い分がなくなってしまうもので、課長と 一回論戦を交えながらということで、終わりにします。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) 確かに、ジェネッツに委託する前は、1年間は退職不補充 で職員でやっておりました。その前は、専業の職員がいました。その人が開閉栓をやり ながら、施設を回りながらやっていた。その人が定年で退職をして、欠員不補充で一生 懸命やりまして、何とかこの現業部門みたいなところを民間委託にして、少しでも職員 が、若い職員が水道課にもきますので、そういう人たちのいい職場にしたいという思い があって、こうなったわけです。

ただ、丸投げをしているわけではございません。点検して異常があれば、逐一報告を受けるようになっておりますので、異常が見つかれば、職員が現場にいって現状把握と適切な対応をしなければ、丸投げではないのではないので、とてもやっていけませんので、ちゃんとそれはやっております。

また、ポンプの計装や時間の点検等にも業者だけではなく、職員も立ち会って、この 施設についての理解を深める場にも、点検を常にやっております。

また、今年度、永野送水ポンプ場には、更新に合わせて遠方監視装置の更新も行います。そうすれば、町内の全ての施設が水道課から監視ができるように、今、その準備でやっておりますので御安心ください。

○議長(浅井武光君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会附託についてお諮りをいたします。

ただいま、一括議題となっております、第46号議案から第53号議案までの8件は、 会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案附託表のとおり、それぞれ所管の 常任委員会に附託をいたします。

各常任委員会委員長は、ただいま、附託をしました議案の審議結果を、来る9月27 日までに取りまとめ、9月28日の本会議で報告をお願いいたします。

委員会の会場は、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。

ただいま、議題となっております認定議案第1号から、認定議案第9号までの9件は、 内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、決算特別委員会を設置し、 これに附託し、委員会の定数は議長を除く15名といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 御異議なしと認めます。

よって、平成27年度決算認定の9件は、議員15名の決算特別委員会委員に選任し、 付託することに決定をいたしました。

ただいま、設置されました決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員 長の互選をお願いします。

委員長の互選は、9月15日木曜日、午前9時より議場においてお願いをいたします。 なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長議 員であります11番、池田久男君にお願いをいたします。

審査結果は、9月27日までに取りまとめ、来る9月28日の本会議で報告をお願いいたします。

ここで、日程変更について、お諮りをいたします。

お手元に配付の会期日程は、9月13日は本会議になっておりますが、質疑は、本日で全て終了いたしました。よって、9月13日の本会議は、休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 御異議なしと認めます。

よって、9月13日の本会議は休会とすることに決定をいたしました。

次に、お手元に配付の全員協議会開催については、9月13日火曜日、本会議終了後 となっておりますが、午前9時に変更をいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

これにて散会といたします。

本日は、大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する 平成28年9月9日

議長

議員

議員